

自己点検・評価報告書

平成 28 (2016) 年度申請

やわらかな知性を身につける。



宮崎公立大学
MMU LIBERAL ARTS

目 次

序 章	1	
本 章		
第 1 章	理念・目的	3
第 2 章	教育研究組織	6
第 3 章	教員・教員組織	10
第 4 章	教育内容・方法・成果	
	(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	17
	(2) 教育課程・教育内容	21
	(3) 教育方法	27
	(4) 成 果	33
第 5 章	学生の受け入れ	35
第 6 章	学生支援	40
第 7 章	教育研究等環境	46
第 8 章	社会連携・社会貢献	53
第 9 章	管理運営・財務	
	(1) 管理運営	61
	(2) 財 務	68
第 10 章	内部質保証	72
終 章		78

序 章

宮崎公立大学は、「高い識見と国際的な視野を持つ人間性豊かな人材を育成するとともに、広く地域に開かれた大学」という建学の理念を掲げ、人文学部国際文化学科の1学部1学科体制で平成5年4月に開学したリベラル・アーツ大学である。当時、高校卒業者の県外転出が顕著な中、地元学生の受け皿の必要性が求められており、地元の熱い期待に応える形で開学に至った。以来、20数年の間、市町村合併による設立団体である一部事務組合の構成の変化や独立行政法人化など設立団体や設置団体の変化はあったものの、建学の理念を的確に継承し、これまでに3,500人を超える学生を社会に送り出している。

これまで本学が行ってきた諸活動については、開学時より自己評価委員会を組織し、当該委員会を中心とした自己点検・評価を実施してきた。平成19年の法人化後には、更なる機能充実を図るために、所管として併せ持っていたFD業務と自己点検・評価業務とを分離し、FD委員会・評価委員会をそれぞれ独立組織として立ち上げた。そして、近年、大学の内部質保証が重要性を増す中で、大学全体でその課題に取り組むべく、平成25年度に改革推進会議を設置し、自己点検・評価の所管を持たせ、理事長から部局長までが一堂に会する場での課題の共有、および改善を迅速に行う体制を整えたところである。

本学は、平成21年度に公益財団法人大学基準協会の実施する認証評価を受け、「適合」の判定を受けている。また、その際に助言として5点の指摘を受けているが、それらに対する改善内容を取りまとめ、平成25年度に改善報告書として提出しており、「再度報告を求める事項なし」との結果通知を受けている。

また、法人評価については、法人化した平成19年度から、地方独立行政法人法に基づき定める、中期目標・中期計画に従い、毎年、年度途中および年度末に、前述の改革推進会議で進捗状況の確認を行っている。併せて、1年間の実績を業務実績報告書として取りまとめ、宮崎市公立大学法人評価委員会からの外部評価を受けており、その結果はウェブサイト公表している。

平成21年度に受審した認証評価の結果、および第1期の法人評価の結果は、第2期の中期目標・中期計画（平成25年度～平成30年度まで）の策定に生かしており、今回の認証評価に係る自己点検・評価の結果についても、今後の本学の第2期中期目標および中期計画の進捗、ひいては第3期の中期目標・中期計画の策定にも活用していく予定である。

開学以来、大学をめぐる情勢は大きく変わってきており、今後の人口減社会における大学のあり方・地方創生への取組みなどが問われているが、今回の自己点検・評価は、社会における本学の意義・役割を改めて自ら問う機会とすることができ、本学が地域に根差した教育・研究をこれまで以上に進め、学生の地元定着促進や地域貢献の一層の充実を図ることが必要不可欠であると再認識することができた。

全学を挙げて取り組んだ今回の自己点検・評価は、宮崎公立大学の現在の状況を改めて確認するとともに、今後の宮崎公立大学の進むべき方向性を検討するうえでの、新たな基礎となるものと認識している。大学としてできていることと、今後しなければならないことを明確にし、10年後、20年後の大学の行く末を考えていく新たな端緒としたいと考えている。

* 宮崎公立大学の沿革

1988 (昭 63) 年	6 月	宮崎大学教育学部跡地へ新大学設置の意向を宮崎市議会で表明
	8 月	大学設置検討のため「宮崎市高等教育懇話会」設立
1989 (平 1) 年	2 月	高等教育懇話会は新大学設置の必要性を認め、報告書を提出
	9 月	「宮崎市高等教育検討委員会」設置、新大学の教育理念・組織などについて検討開始
1990 (平 2) 年	3 月	高等教育検討委員会は新大学像に関する報告書を提出
	9 月	宮崎市「大学基本構想」を発表
1991 (平 3) 年	7 月	宮崎東諸県広域一市六町による「宮崎公立大学事務組合」設立
	8 月	「宮崎公立大学設置準備委員会」設立、学部学科・教育課程などについて検討開始
1992 (平 4) 年	1 月	宮崎大学教育学部跡地購入、宮崎公立大学新築工事着工
	4 月	「大学設置認可申請書」を文部省へ提出
	7 月	「宮崎公立大学設置認可申請に係わる関係書類」を文部省へ提出
	12 月	文部省から大学設置認可、学生募集開始
1993 (平 5) 年	1 月	推薦入学試験実施 (初年度)
	3 月	一般入学試験実施 (初年度)
	4 月	宮崎公立大学開学 (1 日)、第 1 回入学式挙行 (12 日)
	6 月	開学記念日 (1 日)
	9 月	オールドドミニオン大学 (米国) と学術交流協定を締結 (9 日)
1994 (平 6) 年	2 月	私費外国人留学生特別選抜試験実施 (初年度)
	4 月	教職課程設置
1995 (平 7) 年	2 月	帰国子女特別選抜試験実施 (初年度)
	4 月	宮崎公立大学交流センター完成
	5 月	蘇州大学 (中国)・蔚山大学校 (韓国) と学術交流協定を締結 (蘇州: 26 日・蔚山: 29 日)
1996 (平 8) 年	2 月	社会人特別選抜試験実施 (初年度)
1997 (平 9) 年	3 月	第 1 回卒業式挙行 (25 日)、宮崎公立大学同窓会「なな会」発足 (* 1)
1998 (平 10) 年	4 月	新教育課程への移行開始
2000 (平 12) 年	1 月	中国引揚者等子女特別選抜試験実施 (初年度)
	9 月	ワイカト大学 (ニュージーランド) と学術交流協定を締結 (27 日)
2002 (平 14) 年	4 月	語学教育の更なる充実を図るため CALL システムを導入
	10 月	評議会を新たに設置
2003 (平 15) 年	5 月	10 周年記念式典開催
2004 (平 16) 年	9 月	マラスピナ大学 (カナダ) と学術交流協定を締結 (2 日) (* 2)
2005 (平 17) 年	4 月	宮崎公立大学地域研究センター設置
	11 月	宮崎公立大学凌雲会館完成
2007 (平 19) 年	4 月	公立大学法人宮崎公立大学を設立し、宮崎公立大学の設置者とする
2009 (平 21) 年	3 月	認証評価に係る「自己・点検評価報告書 2008」を発行
2010 (平 22) 年	3 月	大学基準協会による認証評価を受審し、「適合」判定を受ける
2011 (平 23) 年	3 月	蔚山科学大学 (韓国) と学生交流に関する了解覚書を締結 (1 日) (* 3)
	4 月	宮崎公立大学事務組合の解散により、法人の設立団体が宮崎市となる
	10 月	就職支援室を設置
2012 (平 24) 年	3 月	学生と職員の共同制作による新広報誌『MMU SHiP』創刊
2013 (平 25) 年	6 月	開学 20 周年記念式典開催、スターリング大学 (英国) と学術交流協定を締結 (1 日)
		コミュニケーションマーク・スクールカラーを制定
	11 月	私費外国人留学生推薦編入学試験実施 (初年度)
2014 (平 26) 年	4 月	新教育課程 (3 専攻制) への移行開始
	11 月	一般編入学試験 (2 年次) 実施 (初年度)
2015 (平 27) 年	6 月	ハワイ大学マノア校 IRC およびハワイ大学カピオラニ・コミュニティカレッジとの学術交流協定
		締結 (12 日)
	11 月	一般編入学試験 (3 年次) 実施 (初年度)

* 1 現「凌雲なな会」(H19～)

* 2 現「バンクーバーアイランド大学」(H20～)

* 3 現「蔚山科学大学校」(H23～)

第1章 理念・目的

1 現状説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

平成5（1993）年4月に開学した本学は、宮崎公立大学学則（以下、「学則」）に「広く知識を授け、深く専門の学術を教授研究し、高い識見と国際的な視野を持つ人間性豊かな人材を育成するとともに、広く地域に開かれた大学として生涯学習の振興、産業経済の発展及び文化の向上に貢献することを目的とする。」と規定している（資料1-1 第1条）。したがって、本学の理念・目的は、次の2つに分類できる。

宮崎公立大学の理念・目的

- 高い識見と国際的な視野を持つ人間性豊かな人材の育成
- 生涯学習の振興、産業経済の発展及び文化の向上への貢献

この理念・目的を達成するため、本学では人文学部国際文化学科を設置し、次の通り人材育成目標を定めている（資料1-3 P1）。

宮崎公立大学 人材育成目標

国際的な視野、幅広い知識と確かな専門性、言語によるコミュニケーション能力を備えた上で、人間文化の現代的課題を探究でき、グローバル化する世界で多様な人々とともに主体的に活動できる人材を育成する。

この人材育成目標は、平成26（2014）年度に見直しを行い、単なる教養教育だけではなく、主体的に課題を探究し、解決方策を見出すことのできる人材、また、複雑に絡むグローバル社会の中で、国の枠を超えて相互の理解を深めあうことのできるような人材を育成することを目標とし、このような人材を「教養あるグローバル人材」と定義している。

そのため、「受け身の学びから主体的学び」をモットーに、自立的な思考と判断ができる自由な人間の育成を目指しリベラル・アーツ教育を徹底し、「専門分野のバランスのよい学修」、「専門知識と実践的スキルのバランス」、「専門教育と教養教育のバランス」という3つの特色を持っている。

また、このような人材を育成するための教育目標を次のように定めている（資料1-3 P2）。

宮崎公立大学 教育目標

「教養あるグローバル人材」の養成に必要な能力を下記の8つの能力として具体化し、それを教育目標としてまとめている。

- | | | |
|----------|-------------------|--------------|
| ・論理的思考能力 | ・問題解決能力 | ・コミュニケーション能力 |
| ・語学力 | ・情報処理能力 | ・異文化対応力 |
| ・積極的行動力 | ・他者と協力する力（チームワーク） | |

本学の設置は、宮崎県央域における高等教育の充実を通じて未来を担う青年の育成を図るとともに、地域文化の向上と経済活動を活発にしてほしいという地域の熱い支援と期待に広域連携の形で応えたものであり、以来、市町村合併や独立行政法人化への移行などを経てきたが、この建学の理念については変わることなく、地域の要請に応える形で継承してきている。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

本学の理念・目的および人材育成目標・教育目標は、学外者に対しては、「大学案内」、ウェブサイトや、「入学者選抜要項」などの刊行物に掲載し、進学ガイダンスやオープンキャンパス、さらに入試説明会や高校訪問、出前授業、保護者説明会などの機会を活用して周知に努めている（資料 1-2,1-4,1-5）。

在学生向けには、「学生要覧」を配布し、履修ガイダンスなどで周知し、教職員に対しては、入試説明会や教員連絡会などで確認を行っている。新任教職員に対しては、新規採用者研修の際に、刊行物などを使い、周知を図っている（資料 1-3）。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

設立団体からの中期目標を受けて策定する中期計画策定にあわせて、本学の理念・目的の適切性に関する検証を行っている（資料 1-6,1-7）。また、内部質保証を適切に進めていくシステムの中核組織として、平成 26 (2014)年 1 月に「公立大学法人宮崎公立大学改革推進会議（以下、改革推進会議）」を設置した（資料 1-8）。この会議の中で教育研究等の課題解決について論議をし、自己点検・評価をする中で、定期的な検証を行っている（資料 1-9）。

2 点検・評価

●基準 1 の充足状況

宮崎市の公立大学として本学の理念・目的は適切に設定されており、また、社会への周知や、理念・目的の検証も行っていることから、同基準を満たしていると考えている。

開学以来、これまでに 3,500 人を超える学生を社会に輩出してきたが、学生の進路は、教員や公務員のほか、民間企業においても建設、製造、情報通信、運輸・郵便、卸売・小売、金融・保険、サービス業、さらには進学と多岐に渡っている（資料 1-10）。このことは、高い識見と国際的な視野を持つ人間性豊かな人材の育成を行ってきたという成果のあらわれであると考えている。本学は地域の要請により誕生した大学であり、現在も、地域住民や設立団体の期待に応えるため、人材育成と地域貢献を大きな柱として、教育・研究活動などを行っており、理念と目的を併せ持った建学の理念を基本として、公立大学としての使命を果たしていると考えている。また、地方創生が叫ばれ、少子化による地域の活力低下などが問題視される中、公立大学がより一層の地域への人材輩出や地域活性化の一助となることが求められている。本学の理念・目的は、こうした現状を見ても、当初の理念・目的の設定が適切であったことを証明するものであると考えている。

3 将来に向けた発展方策

今後も理念・目的の定期的な検証を行うとともに、人材育成と地域貢献という二つの柱を達成していくための取り組みを積極的に推進していく。

4 根拠資料

《提出が義務付けられた資料》

- 1-1 宮崎公立大学学則
- 1-2 宮崎公立大学 2015 大学案内

《その他の根拠資料》

- 1-3 学生要覧 2015 (2014 年度以降入学者用)
- 1-4 宮崎公立大学ウェブサイト <http://www.miyazaki-mu.ac.jp/>
- 1-5 平成 27 年度入学者選抜要項
- 1-6 公立大学法人宮崎公立大学第 2 期中期目標
- 1-7 公立大学法人宮崎公立大学第 2 期中期計画
- 1-8 公立大学法人宮崎公立大学改革推進会議規程
- 1-9 平成 27 年度改革推進会議 議事録
- 1-10 進路・就職状況 (ウェブサイト)
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/employment/situation.html>

第2章 教育研究組織

1 現状説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、宮崎県央域における高等教育の充実を通じて未来を担う青年の育成を図ることを目指し、リベラル・アーツ大学として人文学部国際文化学科という1学部1学科を設置し、理念・目的の実現を目指している。また、建学の目的の一つである地域貢献を進めるために、地域研究センターを設置している（資料2-1）。

地域研究センターは、「地域の生活や活動にかかわる様々な課題等を調査研究し、その結果を地域に還元し、その発展や活性化に寄与すること」を目的に設置し、本学の多彩で豊かな教員資源を活用しながら、「生涯教育事業」、「研究事業」、「受託・産学共同研究」、「連携事業」という4つの事業に取り組んでいる（資料2-2 P45）。

また、本学では、教育研究はもとより、学生支援、地域貢献、国際交流などについて、9つの部会を設け、ほとんどの教職員が構成員となり、部局長（本学では、学部長、附属図書館長、地域研究センター長、学生部長、教務部長の教員内の役職者5名を部局長としている）が部会長となって、教職員が一体となり、大学の課題解決などに取り組んでいる（資料2-3,2-4,2-5,2-6,2-7,2-8,2-9,2-10,2-11）。

部会の名称と主な所掌事務は下記のとおり。

部会名	主な所掌事務
教職課程部会	教育職員免許状の所要資格を取得するための課程、教員採用試験受験に係る対策等に関すること。
図書館運営部会	図書および資料の管理運営、図書等の選定および調整、学術研究並びに他の大学および研究機関との研究交流の推進、人文学部紀要等に関すること
入学試験部会	入学試験の実施方法、入学者選抜要項、学生募集要項、入学試験についての調査研究、オープンキャンパス等の実施等に関すること
地域貢献部会	地域貢献の推進および地域との連携、公開講座の開設および運営、地域研究センターおよび交流センターの管理および活用等に関すること
国際交流部会	学術の国際交流、学生の留学、外国人留学生等に関すること
学生部会	学生の厚生補導、学生ボランティア活動の推進等に関すること
キャリア部会	就職活動基本方針、就職対策実施本部、キャリア教育等に関すること
教務部会	本学の教務に関すること
FD部会	本学の講義内容の点検、教員の資質の向上を図るための組織的支援活動の実施および推進等に関すること

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

学部学科の在り方については、平成23年度に設置した「宮崎公立大学の明日を考える懇話会」(※)からの提言を踏まえ、平成24年度に「魅力ある大学づくり委員会」を開催し、検討を行った(資料2-12,2-13,2-14)。

※ 開学20周年を迎えるにあたり、今後の本学のあり方を検討するために設置した会議。構成メンバーは学識経験者や教育関係者、学生の保護者、卒業生等。

「宮崎公立大学の明日を考える懇話会」の提言における主な指摘は、

- ◆「リベラル・アーツ教育や少人数教育など、評価すべき点はさらに伸ばす」一方で、「リベラル・アーツ教育はどのような教育か、それによりどのような有為な人材が育成されるか」が分かりにくい。
- ◆「リベラル・アーツ教育の理念を大切にしながら、地域社会を支える人材育成に有用な社会科学系科目の充実を図ることが必要」

というものであった。

こうした提言を踏まえ、本学の強みであり一層の強化が望まれる特長は、①教育機能の重視、②グローバル人材の育成、③語学教育の重視という3点であることを確認した。あわせて、社会科学系の科目が充実しているにもかかわらず、懇話会から社会科学系分野の充実を提言されるのは、外から見て、本学のカリキュラムにおける社会科学系科目の位置づけが見えにくいことが原因であるという結論に至った。同時に、リベラル・アーツ教育については、専門課程も含めた幅広い教育理念であり、本学の目指す「高い識見と国際的な視野を持つ人間性豊かな人材」の育成には必要不可欠であると位置づけた。

以上を基に、リベラル・アーツに基づいた専攻の編成について再検討し、当時のカリキュラムの専門課程として配置していた5専門課程科目群(英語、情報・基礎科学、比較文化、コミュニケーション、国際関係)を以下の3つの専攻(コース)へと再編することとした。

- ①「言語・文化」専攻
- ②「メディア・コミュニケーション」専攻
- ③「国際政治経済」専攻

この3専攻(コース)によって専門性を高めるとともに、そのうちの2つの専攻が社会科学系の「メディア・コミュニケーション」と「国際政治経済」であることを打ち出すことにより、社会科学系の科目が充実していることを明示し、平成26年度から新しいカリキュラムを導入するに至った。平成27年度現在、現行のカリキュラムを導入して2年目であることから、現行カリキュラムを進める上での、課題等について検討を進めており、今後は、検証作業も進めることとしている(資料2-15)。

また、第2期中期計画においても、地域貢献の拠点となる地域研究センターの機能強化・有効活用に関する計画を掲げ、評価・点検を行っているほか、部会運営の円滑化や事務局組織との明確な役割分担と円滑に連携する体制の確立を掲げ、検討を進めている(資料2-16)。

さらに、教育研究に関する課題等を、理事長以下法人の幹部教職員が一堂に会して、情報共有を図るとともに、迅速な対応が図れるように、改革推進会議を設置している。この組織が教員研究組織の適切性も検討していく機能を有しているところである（資料 2-17）。

2 点検・評価

●基準2の充足状況

本学の理念・目的を実現するための教育研究組織を適切に設置しているとともに、これらについては定期的に検証を行っていることから、同基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

通常の審議機関である役員会、経営審議会、教育研究審議会のほか、理事長・学長・部局長・事務局長・課室長が一堂に集まり、大学の教育研究をはじめとした課題等に一体的に取り組む改革推進会議を整備した。これにより、今まで各部会から直接、審議機関に上程していた議事を整理することができ、情報の共有や迅速性の担保などを図ることができた（資料 2-18,2-19,2-20）。

また、部会についても、平成 25 年度にそれまでの部会構成を見直し、部会の統廃合や部会員の構成見直しを行い、効率的な部会運営を可能にする体制を整えた。さらに、各部会長を部局長に集約し、改革推進会議と連動させることにより、理事長・学長の指示を迅速に実行できるようにした。

②改善すべき事項

地域研究センターに配属している職員が 3 名（短時間勤務職員 2 名、任期付職員 1 名）であること、また、研究という観点での職員が配属できていないことから、地域研究センターが行う 4 つの事業のうちの「研究事業」、「受託・産学共同研究」についての展開が不足している。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も改革推進会議において、迅速な課題解決・情報共有に努めるとともに、適宜、部会の統廃合・構成見直しを行い、適切かつ効果的な教育研究組織の保持を行っていく。

②改善すべき事項

地域研究センターに研究を所管する職員配置を引き続き検討し、研究事業および受託・産学共同研究の業務展開に努めていく。

4 根拠資料

2-1 宮崎公立大学地域研究センター規程

2-2 学生要覧 2015（2014 年度以降入学者用）（既出 1-3）

- 2-3 宮崎公立大学教職課程部会規程
- 2-4 宮崎公立大学図書館運営部会規程
- 2-5 宮崎公立大学入学試験部会規程
- 2-6 宮崎公立大学地域貢献部会規程
- 2-7 宮崎公立大学国際交流部会規程
- 2-8 宮崎公立大学学生部会規程
- 2-9 宮崎公立大学キャリア部会規程
- 2-10 宮崎公立大学教務部会規程
- 2-11 宮崎公立大学 FD 部会規程
- 2-12 宮崎公立大学の明日を考える懇話会設置要綱
- 2-13 「明日の公立大学のために（提言）」
- 2-14 魅力ある大学づくり委員会設置要綱
- 2-15 平成 27 年度教務部会議事録
- 2-16 公立大学法人宮崎公立大学第 2 期中期計画（既出 1-7）
- 2-17 公立大学法人宮崎公立大学改革推進会議規程（既出 1-8）
- 2-18 公立大学法人宮崎公立大学役員会規程
- 2-19 公立大学法人宮崎公立大学経営審議会規程
- 2-20 公立大学法人宮崎公立大学教育研究審議会規程

第3章 教員・教員組織

1 現状説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

大学として相応しい教員組織を編制するため、本学が求める教員像を次のとおり定めている（資料3-9）。

宮崎公立大学 求める教員像

- ① 建学の理念、人材育成目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを遵守し、教学に反映する人
- ② 人間性豊かな人材を育成するために必要な倫理観や社会的常識を備えている人
- ③ 学生及び教職員間の意思疎通に努め、相互理解を深めようとする人
- ④ 学生と真摯に向き合い、学生の日々の生活及び将来の進路について豊かな可能性を提供しようとする人
- ⑤ よりよい教育活動と研究活動に努めようとする人
- ⑥ 自らの知見を地域貢献や大学運営に生かそうとする人

また、大学設置基準に定める教員数を上回る人員を配置するとともに、上記の求める教員像を踏まえ、関係法令に基づきながら、リベラル・アーツ教育を行う本学の教育課程に相応しい教員組織を適切に編制・整備するよう努めている。併せて、第2期中期目標を達成するための第2期中期計画の中で、専門性の高い優秀な人材の確保・育成と適正な人的配置を行うことを目標として定めている（資料3-10 第4-2①）。本学での中核的科目は、原則として教育・研究に十分な実績のある専任教員が担当することとしており、平成27年度の専門課程における必修科目の専兼比率は83.0%となっている。（表1参照）

表1：平成27年度 現行カリキュラムの開設授業科目における専兼比率
 ≪専門課程≫

課程	職種	科目種別							
		必修		選択必修		選択		計	
		科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合
専門課程 (H26～)	専任	49	94.23%	34	70.83%	0	—	83	83.00%
	兼任 (1種・2種)	3	5.77%	14	29.17%	0	—	17	17.00%
計		52	100.00%	48	100.00%	0	—	100	100.00%

《教養課程》

課程	職種	科目種別							
		必修		選択必修		選択		計	
		科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合
教養課程 (H26～)	専任	29	49.15%	5	18.52%	28	59.57%	62	46.62%
	兼任 (1種・2種)	30	50.85%	22	81.48%	19	40.43%	71	53.38%
計		59	100.00%	27	100.00%	47	100.00%	133	100.00%

教員採用および昇任の基準や手続きについては、「公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則」および「公立大学法人宮崎公立大学教員選考規程」において基本的事項を定めている（資料 3-3,3-4）。この中で、教員選考および昇任の基準については、次のとおり定めている。

公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則(抜粋)

第5条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

公立大学法人宮崎公立大学教員選考規程(抜粋)

第12条 教員等の選考は、次条から第17条までの資格に基づき、人格、教授能力、学歴、職歴、学会及び社会における活動、教育研究業績、健康等を審査して行わなければならない。

(教授の資格)

第13条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、教育上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 芸術、体育等については、特殊の能力に秀で、教育の経歴がある者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(准教授の資格)

第14条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者

- (3) 大学において三年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者
- (4) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

（講師の資格）

第15条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第13条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

（助教の資格）

第16条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第13条各号又は第14条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第17条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

本学の教員組織は、学則において、教授、准教授、講師、助教および助手とし、「公立大学法人宮崎公立大学教員選考規程」によりその資格等を規定している（資料3-11 第7条, 3-4 第13～17条）。専任教員数は平成27年5月1日現在32名で、そのうち教授が18名となっており、大学設置基準上必要な専任教員数26名（うち教授数13名以上）を十分満たすものとなっている。

専任教員の年齢構成は、30歳～39歳が12.5%、40歳～49歳が21.9%、50歳～59歳が50.0%、60歳以上が15.6%となっている。（表2参照）職位別では、教授が全体の56.2%、准教授が34.4%、助教が9.4%となっている。教員全体に占める女性の割合は21.9%、外国籍の教員については、全体の12.5%となっている。（表3参照）また、専任教員1人あたりの学生数については、28.9人となっており、平均担当授業数は9.91コマとなっている。（表4参照）以上のとおり、教育課程に相応しい教員組織の整備を行っている。

また、カリキュラム・ポリシーに基づく3専攻制に伴い、各専攻に専攻長を置き、専攻長会議、選考毎のミーティングでのスムーズな情報共有を行っている（資料3-12）。

表2：専任教員年齢別一覧（平成27年5月1日現在）

	70歳～	60～65歳	50～59歳	40～49歳	30～39歳	計
教授	1	4	11	2		18
准教授			5	5	1	11
助教					3	3
計	1	4	16	7	4	32

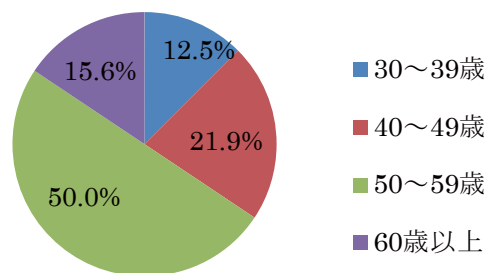


表3：専任教員の状況（平成27年5月1日現在）

区分	教員数	全体に占める割合
教授	18	56.2
うち女性	3	9.4
うち外国籍	2	6.3
准教授	11	34.4
うち女性	3	9.4
うち外国籍	1	3.1
助教	3	9.4
うち女性	1	3.1
うち外国籍	1	3.1
計	32	100.0
うち女性	7	21.9
うち外国籍	4	12.5

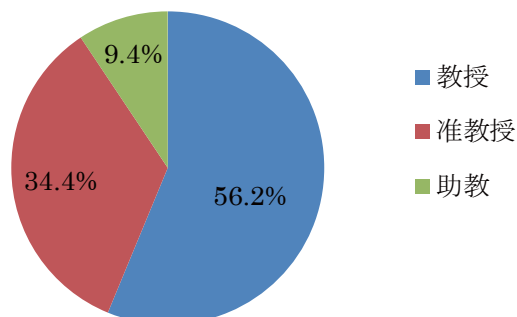


表4：専任教員の平成27年度における担当授業数

職位 区分	教授 (17名)	准教授 (10名)	助教 (3名)	全体	備考
最高	13.00	12.00	12.00	13.00	・1コマ単位（90分）を1つの授業数として換算 ・学長（教授）、育休中の教員（准教授）各1名は除いて計算
最低	9.00	9.00	7.00	7.00	
平均	10.71	10.40	10.00	9.91	

（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

教員の採用・昇任の手続については、「公立大学法人宮崎公立大学教員選考規程」に則り実施している（資料3-4）。

教員の採用は、専任教員の退職などにより必要となった場合、学長は、選考しようとする教員の分野、担当予定科目、人事計画、採用を必要とする理由、公募条件、その他必要な事項について、理事長に内申を行う。理事長は、人事計画（定数面）および予算について経営審議会に提議し、学長は、選考しようとする教員の専攻分野、担当予定科目、公募条件等について教育研究審議会に提議する。理事長は、経営審議会および教育研究審議会の審議結果に基づき選考方針を決定する。理事長の選考方針の決定を受けて、学長は、教員選考会議を招集する。教員選考会議は、委員6人で組織している。この委員は、経営審議会委員2名、教育研究審議会委員4名の計6名で、そのうち2名は、それぞれの審議会の外部委員であり、客観的な意見を教員選考・昇任審査に反映させている。教員選考会議は、選考に係る公募を実施するほか、応募者の業績を審査するための業績審査会を設置し、審査会の審査結果および面接審査等を踏まえた総合的な審査を行い、適任者を決定する。学長は、教員選考会議から審査結果の報告があったときは、適任者を候補者とするものの

可否を決定し、適任者を候補者とする可とした場合、速やかに選考の経緯を付して理事長に申出を行い、理事長は学長の申出に基づき教員の採用又は昇任を決定する。

教員の採用・昇任の手続に関しては、前述したとおり、「公立大学法人宮崎公立大学教員選考規程」に則り実施しているが、規程を補完するものとして、「公立大学法人宮崎公立大学教員選考取扱要綱」、教員選考会議に関し必要な事項を定めるものとして、「公立大学法人宮崎公立大学教員選考会議取扱要綱」、業績審査会に関し必要な事項を定めるものとして、「公立大学法人宮崎公立大学業績審査会取扱要綱」、教員の資格および任用の審査において適正な審議を行うため必要な事項を定めるものとして、「公立大学法人宮崎公立大学教員等資格審査取扱要綱」をそれぞれ定めている（資料 3-5,3-6,3-7,3-8）。

（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員の資質向上や授業改善のため FD 部会を組織し、FD 研修会を平成 16 年度から毎年開催している（資料 3-13,3-14 P7）。その内容は、高等教育の第一線で活躍している外部講師による教育研究の質向上に関する講演、教員相互による授業参観（現：教員相互の授業見学）を基にした意見交換会、本学教員による授業評価の現状と課題に関する事例報告会などで、教員の資質向上のほか教職員間のコミュニケーション促進の取組を行っている（資料 3-14 P9）。平成 24 年度には、初の試みとして、定評ある教員の授業を全教員が自由に参観できる「授業参観ウィーク」を実施し、参考になった点や授業が工夫されていると感じた点について記入された「授業参観感想シート」の提出を教員に求め、後日、「良い授業とは～授業参観ウィークをもとに～」と題し、寄せられたコメントや質問等についてディスカッションを行い、教員の教育方法の改善を図った。また、平成 26 年度からは授業見学の対象科目を専任教員による全ての授業とし、教授法の共有化・授業改善へ繋がる機会の拡大を図った。ただ参加者については、専任教員 32 名に対し、平成 26 年度は 13 名、平成 27 年度は 10 名と少ない状況となっている。授業見学の結果や意見等については、FD 部会にて集約を行ったうえで教員に対しフィードバックを行い、教員の資質向上に役立てている。このほか、平成 20 年度より不定期ではあるが、基礎演習担当者を対象に設定された目標（テーマ）に沿って全体又はグループに分かれて、意見交換・経験・授業の工夫等の討議を行う基礎演習担当者会議を開催し、教員同士のコミュニケーション・資質・能力向上に努めている。平成 26 年度からは基幹演習担当者会議も実施している（資料 3-14 P6）。そのほか、毎年ハラスメント研修会を開催し、学生への適切な対応・学習指導ができる総合的な資質向上にも努めている（資料 3-15）。

また、教員評価制度については、平成 25 年度からの第 2 期中期計画において、教員の大学における活動を総合的な視点から評価を行うことで、教員の資質の向上と大学の教育・研究等の一層の向上と活性化を図るため、その整備と適切な運用を目標に掲げ検討しているが、導入には至っていない（資料 3-10 第 4-2③ア）。

2 点検・評価

●基準3の充足状況

教員・教員組織については、建学の理念・目的を踏まえ、大学として求める教員像、規程および中期計画を定め、適切な教員組織を編制している。また、採用・昇任に関する手続きや基準等を明確にしていること、教員の資質向上のためのFD研修会や教員相互の授業見学などの組織的な取組なども適切に行われていることから、同基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

FD研修会のテーマには、平成26年度から導入した現行カリキュラムに関連したテーマを設定することにより、現行カリキュラムの体系化に向けた全体把握を進めることができた（資料3-16 報告No.12）。

②改善すべき事項

教員採用にあたっては、応募者の業績審査や模擬授業、面接などを行い、優秀な人材確保に努めているが、特に面接や模擬授業は限られた期間の中で、資質や人間性などを判断することとなるため、選考手法の改善を考える必要があると感じている。

教員評価制度については、毎年度、先進地視察の実施や、本学を含め4大学で組織する地方都市大学懇話会（※）で協議事項に挙げるなど、他大学の状況等の調査を行っているが、どういった制度を導入するのかなど、具体的な検討には至っていない。

※ 地方都市大学懇話会は、本学および釧路公立大学、公立ほこだて未来大学、青森公立大学の4つの大学で構成。一部事務組合が設立した大学という共通の背景を持ち、開学年度が近く、設立団体の都市人口も同程度であることから、各大学で共通する課題等を持ち寄り、毎年1回協議を行っている。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

FD研修会については、教員の参加しやすい環境の整備やテーマの設定により、参加者を増やし、教員全体の資質向上に努めていく。

②改善すべき事項

教員採用にあたっては、応募者の資質や人間性を把握できる手法を検討し、優秀な人材確保に努めていく。

教員評価制度については、第2期中期計画にあるように、教育・研究・地域貢献・大学運営等、多角的な視点から適正な評価を教員の多用な実績が公正に評価されるような制度となるよう、今後、改革推進会議等において、具体的な制度の内容の検討を行っていく。

4 根拠資料

《提出が義務付けられた資料》

*専任教員の教育・研究業績

3-1 専任教員の教育・研究業績

*教授会規程

3-2 宮崎公立大学教授会規程

*教員人事関連規程

3-3 公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則

3-4 公立大学法人宮崎公立大学教員選考規程

3-5 公立大学法人宮崎公立大学教員選考取扱要綱

3-6 公立大学法人宮崎公立大学教員選考会議取扱要綱

3-7 公立大学法人宮崎公立大学業績審査会取扱要綱

3-8 公立大学法人宮崎公立大学教員等資格審査取扱要綱

《その他の根拠資料》

3-9 宮崎公立大学の教員組織の編成方針

3-10 公立大学法人宮崎公立大学第2期中期計画（既出1-7）

3-11 宮崎公立大学学則（既出1-1）

3-12 宮崎公立大学人文学部専攻長に関する規程

3-13 宮崎公立大学FD部会規程（既出2-11）

3-14 FD実施要領

3-15 ハラスメント研修会実施記録

3-16 平成26年度業務実績報告書

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1 現状説明

(1) 教育目標に基づき、学位授与方針を明示しているか。

建学の理念・目的から導き出した教育理念として、本学は「リベラル・アーツ教育」を掲げている。リベラル・アーツ教育とは、「受け身の学びから主体的学びができるようになる教育」である。「教養あるグローバル人材」の育成を人材育成目標とし、その達成に必要な8つの能力を教育目標として定め、その達成に向けたディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を定めている（資料4(1)-1 P1）。

この教育目標とディプロマ・ポリシーは明文化され、学生が理解できるように、学生要覧をはじめウェブサイト等を通じて外部に広く公開している（資料4(1)-1 P3,4(1)-6）。なお、卒業要件については、「宮崎公立大学の教育課程等を定める規程」で定め、学生要覧やウェブサイトで明示している（資料4(1)-1 P20,4(1)-7,4(1)-8）。

○教育目標

「教養あるグローバル人材」の養成に必要な能力を下記の8つの能力として具体化し、それを教育目標としてまとめています。

- ・論理的思考能力
- ・課題解決能力
- ・コミュニケーション能力
- ・語学力
- ・情報処理能力
- ・異文化対応力
- ・積極的行動力
- ・他者と協力する力
(チームワーク)

○学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

- ・3専攻の1つを体系的に学修するとともに、専攻を横断する学修を通じて、国際的視野を広げ、人間文化の現代的課題を探究する能力を身につけている。
- ・講義と演習を通じて、専門知識とアカデミック・スキルを修得するとともに、論理的思考力、コミュニケーション能力、問題解決能力、異文化対応力、および社会人としての基礎力を身につけている。
- ・グローバル人材養成プログラムへの主体的な取り組みによって、高度な英語コミュニケーション能力、中国語と韓国語のコミュニケーション能力、実社会で必要とされる情報処理能力を身につけている。
- ・人文学、社会科学、自然科学、スポーツ健康、キャリア教育の各分野の学修を通じて現代的教養を身につけている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

建学の理念・目的、人材育成目標、教育目標に基づき、教育課程の編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーとして策定し、学生の理解を促進するため学生要覧、ウェブサイト等で広く公表している。

現行カリキュラム（教育課程）は、教育研究審議会の議を経て編成されており、科目区

分（必修、選択必修および選択の別）や必要単位数は、「宮崎公立大学の教育課程等を定める規程」に明示している。その内容は、専門課程と教養課程から構成され、専門課程は、言語・文化、メディア・コミュニケーション、国際政治経済という3専攻から構成されている。卒業要件は、67科目134単位以上である。

さらに学生に段階的・体系的な履修を促すために、平成26年度から新たに科目ナンバリング制度を導入したほか、年度当初の履修ガイダンス時に履修モデルを配布するとともに、教務部会員および教職課程部会員による履修相談会を実施することで、計画的な履修を指導している（資料4(1)-1 P9,4(1)-9,4(1)-10,4(1)-11）。

○教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

- ・国際文化学科の教育課程に専門課程と教養課程を設置し、専門課程に言語・文化専攻、メディア・コミュニケーション専攻、国際政治経済専攻の3専攻を置く。また、教養課程にグローバル人材養成プログラムと現代教養科目群を置く。
- ・専門課程の科目を専門基礎、基幹、展開で構成するとともに、各科目に番号を付して段階的な履修を促すことにより、学生の専門知識を確かなものにする。
- ・専門課程においては学生が幅広い専門知識を身につけられるよう専攻横断的な履修を促す仕組み（履修条件）を作る。
- ・専門課程における基礎演習、基幹演習、卒業研究を含む専門演習を必修とする。
- ・アカデミック・スキルの修得とともに、論理的思考力、コミュニケーション能力、問題解決能力、さらに社会人としての基礎力を養成するため、専門課程において、演習と少人数からなる授業を実施する。
- ・教養課程におけるグローバル人材養成プログラムは、英語教育プログラム、東アジア言語教育プログラム、異文化実習プログラム、情報教育プログラムによって構成する。
- ・教養課程に現代教養科目群を置き、人文学、社会科学、自然科学、スポーツ健康、キャリア教育の5分野にわたる幅広い教養科目を開講する。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、統一した表現のもと、学生要覧、本学ウェブサイト、大学案内等を通じて公表している。

特に、学生に対しては、前期後期初めの履修ガイダンス時に丁寧に説明し周知徹底を図っている。一方、教員に対しては、FD研修会において専攻別に各担当科目の位置づけを議論する場を設け、現行カリキュラムにおける各科目のあり方について、共通認識を高めるよう努めている。さらに、「授業アンケート（期末）」に、人材育成目標やディプロマ・ポリシーへの寄与を把握する設問をし、その結果を教員にフィードバックするなど、本学構成員に周知するとともに社会に公表している（資料4(1)-12 P7,4(1)-13）。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

現行カリキュラムは平成26年度から導入し、その準備は、魅力ある大学づくり委員会およびカリキュラム検討委員会を中心に行ってきた(資料4(1)-14,4(1)-15)。各委員会では、これまでのカリキュラム策定の反省から、まずは各種方針等の検証や新規策定から開始し、骨子を整えた上で、最終的に教育研究審議会での議を経て人材育成目標、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと、それに基づくカリキュラム案が策定された。

以上のように、全学的な検討の上に作成された現行カリキュラムについて、教務部会を中心に、その運用を随時検証している(資料4(1)-16)。

2 点検・評価

●基準4 ((1) 教育方法、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針) の充足状況

本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、全学的な検証のうえで見直しを行った人材育成目標および教育目標に基づき策定しており、これらは、大学の構成員への周知の機会を設けると共に、各種広報媒体にも明示するなど、広く周知していることから、同基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

目標からポリシーまでを一括で見直し・策定を行ったことで、専門課程・教養課程と各課程を構成する各専攻やプログラム等のカリキュラム内での位置づけや目的を明確化することができた。また、それぞれの課程に属する講義についても、科目間の基礎－基幹－展開といったレベルの統一化および連続性をもたせることができていると、各理念・目標・ポリシーとカリキュラムが有機的に機能することとなった。

また、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが整合性をもって策定されているので、リベラル・アーツ教育による「教養あるグローバル人材」の育成を目標にしていることが、教職員・学生に対して体系的に説明できるようになった。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

現行カリキュラムは、適用されてから4年間、すなわち完成年度(平成29年度)に至っていないため、今後もその適用および円滑な運用について、教務部会を中心に組み込んでいくとともに、カリキュラム・ポリシーについては、社会のニーズの変化に合わせ検証していく。

教育目標等やポリシーについては、学生・教職員への周知の方策として、履修ガイダンスや研修等で理解度をさらに深める方策を検討していくとともに、オープンキャンパスや高校訪問等の機会、学外の方にも本学の教育内容等の周知を図っていく。

4 根拠資料

《提出が義務付けられた資料》

*学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に整理する上で役立つもの

- 4(1)－1 学生要覧 2015 (2014年度以降入学者用) (既出1－3)
- 4(1)－2 履修登録について (新入生用)
- 4(1)－3 履修登録について (2年生用)
- 4(1)－4 宮崎公立大学講義計画書 2015 現カリキュラム (2014年度以降入学生適用)

*年間授業時間割表

- 4(1)－5 平成 27 年度授業時間割

《その他の根拠資料》

- 4(1)－6 教育に関する方針・目標 (ウェブサイト)
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/education/policy.html>
- 4(1)－7 宮崎公立大学の教育課程等を定める規程
- 4(1)－8 学修の評価・卒業認定基準等 (ウェブサイト)
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/education/session.html#ct02>
- 4(1)－9 科目ナンバリングのコード配分規則について
- 4(1)－10 履修モデルについて
- 4(1)－11 平成 27 年度新 2 年生対象履修相談会について(QA 付)
- 4(1)－12 FD 実施要領 (既出 3－14)
- 4(1)－13 授業アンケート (期末) 質問紙
- 4(1)－14 宮崎公立大学 魅力ある大学づくり委員会議事録
- 4(1)－15 平成 25 年度カリキュラム検討委員会議事録
- 4(1)－16 平成 27 年度教務部会議事録 (既出 2－15)

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

1 現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

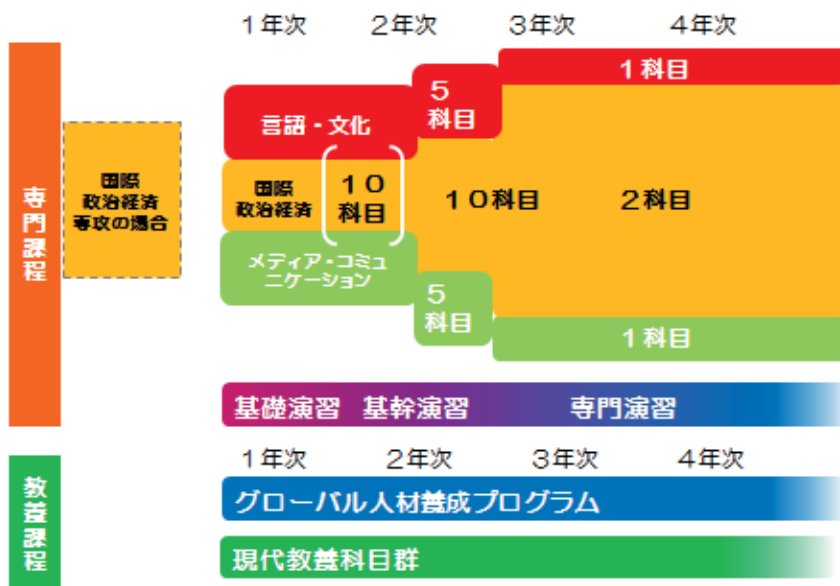
人文学部国際文化学科の1学部1学科の単科大学として、本学はリベラル・アーツ教育による「教養あるグローバル人材」の育成を目指している。この人材育成目標達成のため、カリキュラム・ポリシーを策定し、それに基づき体系的に科目を配置するとともに、科目ナンバリングなどにより段階的な履修を義務づけている（資料4(2)-1 P3）。

カリキュラムは専門課程と教養課程からなる。

専門課程は、言語・文化専攻、メディア・コミュニケーション専攻、国際政治経済専攻の3専攻によって次のように編成されている（資料4(2)-1 P4~6, P9~10）。

- ・ 専門課程の講義科目を専門基礎科目、基幹科目、展開科目という順に段階的・体系的に構成し、演習科目も基礎演習、基幹演習、専門演習という順に段階的・体系的に構成している。
- ・ リベラル・アーツ教育の実質化を図るため、専門課程を専攻横断的に履修させる条件とともに、専門性を高めるための条件も設けている。すなわち、言語・文化専攻、メディア・コミュニケーション専攻、国際政治経済専攻の基幹科目のうち各5科目10単位と展開科目を各3科目6単位が選択必修である。それに加えて、所属した専攻の基幹科目から5科目10単位と展開科目1科目2単位を選択必修させ、さらに、所属する専門演習の担当教員が指定する展開科目も必修とし、専門性を高める履修条件としている。

教育課程履修のイメージ



- ・ 専門課程の専門基礎、基幹、展開のそれぞれの科目の段階的履修を促すために、科目ナンバリング制度を導入している。科目ナンバリングの千番台は開講年次であり、1,000 は1年次開講、2,000 は2年次開講、3,000 は3年次開講、4,000 は4年次開講である。科目ナンバリングの百番台が専門基礎、基幹、展開の科目に対応している。すなわち、専門基礎科目は100番台、基幹科目は200番台、展開科目は300番台である。100番台の科目を単位取得しなければ、200番台の科目の単位取得はできず、同様に、200番台の科目を単位取得しなければ、300番台の科目の単位取得はできない。
- ・ 科目名にローマ数字を付し、Iから順番にしか履修できないルール（ローマ字によるナンバリング制度）を設けている。たとえば、基幹科目の中でも、ローマ数字Iの付いた科目はそれを単位取得しなければ、ローマ数字IIの付いた科目を単位取得できないというように、段階的履修を義務づけている。
- ・ 専門演習は3年次から開講されるが、ローマ数字IからIIIまで順次履修しなければならない。これも、ローマ字によるナンバリング制度であり、段階的履修の義務づけである。

教養課程をグローバル人材養成プログラムと現代教養科目群によって構成し、次のような科目配置を行っている（資料4(2)-1 P7~9）。

- ・ 語学と情報の実践的なスキル系科目からなるグローバル人材養成プログラムは、英語教育プログラム、東アジア言語教育プログラム、異文化実習プログラム、情報教育プログラムによって構成している。
- ・ 英語教育プログラムについては、入学時にプレースメントテストを実施し、習熟度別のクラス編成を行っており、また、直前学期の成績を基に、セメスターごとにクラスを再編成している。また東アジア言語プログラムについては、入学時の履修希望調査により、初級レベルの普通班と、中級レベルを目指す強化班からなるクラス編成を行っている。さらに語学系科目のほとんどの科目において、科目名にローマ数字を付し、ローマ数字によるナンバリング制度を設け、段階的な履修を義務づけている。
- ・ 現代の社会生活を実り豊かに過ごすための教養科目として、現代教養科目群を設置している。その科目構成は、人文学、社会科学、自然科学、スポーツ健康、キャリア教育および現代教養講座の6分野から成っており、バランスの取れたものとしている。特に、人文学、社会科学、自然科学分野については、3科目ずつ開講し、各1科目2単位を選択必修としている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程にふさわしい教育内容を提供しているか。

本学の教育課程は、国際文化学科の教育課程に専門課程と教養課程を設置し、専門課程に言語・文化専攻、メディア・コミュニケーション専攻、国際政治経済専攻の3専攻を設置している。また、教養課程にグローバル人材養成プログラムと現代教養科目群を設置している（資料4(2)-1 P4 1.教育課程の構成）。

専門課程における教育内容は次のとおりである。

- ・ 言語・文化専攻では、哲学、歴史学、文学の研究に加え、英語を中心とした言語研究

や文化の多様性とそれらの比較研究によって、グローバル化する人間文化の本質を理解することを目的としている(資料4(2)-1 P5①)。

- ・メディア・コミュニケーション専攻では、社会学や情報リテラシーを学びながら、特にメディアとの関係で、人間の社会行動を研究する。メディアを通して、情報や知識が作られ、それらが社会に広がり、社会を変えていく過程についての研究を通して、グローバル化する人間文化を理解することを目的としている(資料4(2)-1 P5②)。
- ・国際政治経済専攻では、人間文化に重大な影響を与えるグローバル化について国際政治学や国際経済学の観点から分析し理解するとともに、グローバル化に対する戦略や政策も研究し、さらに世界各地域の政治と経済に関する多様な専門知識を修得することを目指している(資料4(2)-1 P6③)。

講義科目については、リベラル・アーツ教育として、「受け身の学びから主体的学び」となるように、専門基礎、基幹、展開という流れで段階的に受け身の学びから主体的学びの比率が高くなる構成になっており、それを科目ナンバリングで次のとおり表示している(資料4(2)-1 P4~6,P9~10)。

- ・専門基礎科目(科目ナンバリング 100 番台)は「主体的学び」の準備としての「受け身の学び」の教育内容が中心であり、1年次と2年次に開講され、国際文化の基礎的な理解と基幹への導入として10科目20単位が必修科目として配置されている。
- ・基幹科目(科目ナンバリング 200 番台)は「受け身の学び」を脱して「主体的学び」の教育内容を含む。2年次から3年次に開講され、各専攻のディシプリン(各学問領域の原理原則)や各専攻の主要な内容について講義がなされ、専門知識の修得が目的となる。所属する専攻の基幹科目から10科目20単位と、専攻以外の2専攻の基幹科目から5科目10単位ずつの単位取得を義務づけている。
- ・展開科目(科目ナンバリング 300 番台)は、課題文献を事前に読んでくる予習を前提に、教員と学生が双方向の対話をしながら、学生が主体的能動的に学ぶアクティブ・ラーニングの教育内容となっている。展開科目は3専攻の4科目8単位取得を義務づけており、そのうち所属する専攻の展開科目の中から2科目4単位が選択必修となり、さらにその1つは自分の専門演習の担当教員の展開科目でなければならない。所属の専攻以外の2専攻の展開科目からそれぞれ1科目計2科目4単位が選択必修となる。

演習科目は、次のとおり基礎演習、基幹演習、専門演習から編成されており、「受け身の学びから主体的学び」を行うリベラル・アーツ教育の中心的科目である。それゆえ、1年次から4年次まで一貫して演習が開講され、すべて必修である。演習によって、主要な教育目標である論理的思考能力、問題解決能力、コミュニケーション能力、積極的行動力、他者と協力する力などを養成する。

- ・基礎演習では、キャンパス・ライフへの適応に配慮しながら、大学の勉学に必要なアカデミック・スキルの修得を目指している。基礎演習AとBの2科目4単位が必修である。
- ・基幹演習は地域課題の解決をテーマに、フィールドワークを視野に入れたグループワークによって論理的にアイデアを練り上げる演習である。基幹演習もAとBの2科目4単位が必修である。
- ・専門演習では、専門分野の専門知識や方法の修得、専門分野の研究テーマの発見とそ

の探究、そして最終的には卒業論文を作成しその発表を行う。専門演習は、3年次のⅠとⅡの2科目4単位であり、4年次の専門演習ⅢはAが2単位であるが、Bは卒業論文作成を含め4単位である。卒業論文を含め専門演習Ⅰ～Ⅲ(AとB)が必修である。

教養課程は、グローバル人材養成プログラムと現代教養科目群から編成され、その教育内容は次のとおりである。

グローバル人材養成プログラムは、スキルアップのための実践的なプログラムとして、英語教育プログラム、東アジア言語プログラム、異文化実習プログラム、情報教育プログラムを配置している(資料4(2)-1 P7~8)。

- ・ 英語教育プログラムは、必修科目(「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「CALL A・B・C・D」、「検定英語Ⅰ」と選択科目(「英語Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」、「SpeechⅠ-Ⅵ」、「検定英語Ⅱ・Ⅲ」)で構成されている。「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、リーディング・スキル(読解)とライティング・スキル(英文構成)の向上、「CALL A・B・C・D」は、スピーキング・スキル(会話力)とリスニング・スキル(聴解力)の向上、「検定英語Ⅰ」はTOEICテストのスコア・アップを目指している。選択科目はそれぞれの必修科目で修得したスキルのさらなる向上を目指す科目である。英語教育プログラムとして、高度な四技能(聞く、話す、読む、書く)のスキルのバランスのとれた運用能力の育成という明確な目的のもとに統合されている。
- ・ 東アジア言語プログラムは、中国語と韓国語からなり、そのうち1つが選択必修である。中国語・韓国語ともにコミュニケーション力の獲得を目標として、「聞く」「話す」力の養成に重点を置き、Ⅰ～Ⅵまで6段階にわたって開講、更に達成度別に「強化班」と「普通班」の2コース分けしている。「強化班」は上級者育成を目的として、確かな基礎力と中級レベル達成を実現(外部検定試験で可視化)できるよう設計されており、一方、「普通班」では目的をより広く設定し、外国語を学ぶこと・使うことを楽しむ外国語学習自体を異文化体験として位置付けている。
- ・ 異文化実習プログラムは、語学研修と現地での異文化体験を含むプログラムである。異文化実習によって外国語によるコミュニケーション能力と異文化対応力が育まれることを目的としている。「異文化実習Ⅰ」の研修先は英語圏では、ニュージーランドのワイカト大学、カナダのバンクーバーアイランド大学、英国(スコットランド)のスターリング大学、アメリカのハワイ大学カピオラニ・コミュニティカレッジである。東アジアの研修先は、中国の蘇州大学、韓国の蔚山大学校と蔚山科学大学校であり、中・韓2か国については、上級者育成を目的とした「異文化実習Ⅱ」を設け、それぞれ最大2回同じ国への実習に参加できる機会をつくっている。(単位認定は「異文化実習Ⅰ・Ⅱ」それぞれ2単位ずつのみ認定)
- ・ 情報教育プログラムについては、ワード、エクセル、パワーポイントの操作を身につける「情報処理演習」と、情報収集スキルやプレゼンテーションスキルなどの実践的なスキルを獲得するための「情報応用スキル」という科目を開講している。両科目とも必修である。

現代教養科目群は、現代の社会生活を実り豊かに過ごすための教養を養う科目群である(資料 4(2)-1 P8~9)。現代教養科目群では、現代教養講座、人文学分野、社会科学分野、自然科学分野、スポーツ健康分野、キャリア分野といった各分野の幅広い教養を身につけるための科目を次のとおり設けている。

- ・初年次の導入教育としては、大学で何をいかに学ぶことについての講義(「現代教養講座」)を開講している。また、人文学、社会科学、自然科学の各分野からそれぞれ1科目を選択必修としている。
- ・スポーツ健康分野では、スポーツで重要視されるマナー、ルール遵守の精神を学び、社会人としての自覚を促し、他者との関わり合いをうまくつくりあげていくなどスポーツの特性を適切に運用できることを目指している。
- ・キャリア教育分野では、自分に合った進路を見つけるためには、自分自身の性格や適性、興味や関心などについて理解し(自己理解)、さまざまな進路に必要な資格や能力、成功の条件、将来性などについて知ること(進路理解)ができるようになることを目的としている。そのために、「キャリア設計Ⅰ」(2年前期)、「キャリア設計Ⅱ」(2年後期)を必修で配置している。その他に、「ボランティア論(実習を含む)」、「インターンシップ論(実習を含む)」、能力検査の知識と基本的解法を理解・習得のための「社会人実践教養」、「労働法入門」、「実践ビジネス教育」などの科目も配置し、社会で必要な実践力の養成を目指している。

英語の教育職員免許状(中学校教諭1種・高等学校教諭1種)(以下「教員免許」という)の所要資格を取得するための教職課程を、次のとおり設置している(資料 4(2)-1 P29~33)。

- ・「宮崎公立大学における教員養成の理念」を定め、幅広い教養と異文化対応力を備え、現代的課題を探究できる英語教員の養成を推進している(資料 4(2)-1 P29)。
- ・教職課程におけるカリキュラムマップおよび英語教員養成到達目標・自己評価表を作成し、各科目の達成課題や教員に必要な能力を明確にしている(資料 4(2)-2,4(2)-3)。

また、教員免許取得希望者への支援体制として教職支援室を設置しており、教員を目指す学生の支援の充実を図っている。

なお、教員免許については、平成26年度は25名が取得をしている。

2 点検・評価

●基準4 (2) 教育課程・教育内容)の充足状況

カリキュラム・ポリシーに基づき、適切に授業科目を配置しており、また、ナンバリング制度を活用した体系的・段階的なカリキュラム編成を行っている。併せて、人材育成目標である「教養あるグローバル人材」の育成を目指し、3つの専攻およびスキル系・教養系科目をバランスよく履修できるような履修体系および科目配置を行うことが出来ていることから、同基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

現行カリキュラムは履修体系が複雑化しているが、年度当初に履修相談会を実施して学生への履修指導を行っており、一定の効果が得られているため、今後も継続して履修相談会を実施する。

また、演習の内容充実のために「演習専門部会」を設置し、定期的に演習の内容（特に平成27年度から開始した「基幹演習A・B」）について、検討を行っている。なお、「基幹演習A・B」については、その活動状況や問題について教員間の共有化を図るため、開講前年度である平成26年度から「基幹演習担当者会議」を定期的（月1回程度）に開催している。

また、教職課程については、教員養成理念、カリキュラムマップに基づいた科目開講が行われており、学生が修得した能力については、英語教員養成到達目標・自己評価表により自ら確認できる体制を整えている。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

引き続き、専門課程および教養課程の各科目群等が適切に運用されているか、定期的に検証を行う。特に「基幹演習A・B」については、現行カリキュラムで初めて導入した演習科目であり、実際の運用にあたって検討課題が出てくることが想定されることから、「演習専門部会」や「基幹演習担当者会議」を中心にその課題解決や内容改善に向けた検討を継続していく。

併せて、適切な教員養成の在り方について、文部科学省中央教育審議会答申等での情報を収集し、適切な対応に努めるとともに、教職課程におけるカリキュラムマップおよび英語教員養成到達目標・自己評価表の運用については、体制整備を行って間もないため、学生に十分認知させていく。

4 根拠資料

4(2)-1 学生要覧2015（2014年度以降入学者用）（既出1-3）

4(2)-2 教職課程カリキュラムマップ

4(2)-3 宮崎公立大学 英語教員養成到達目標・自己評価表

第4章 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

1 現状説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

教育方法および学習指導は、最終的には、人材育成目標である「教養あるグローバル人材」の養成に必要な「論理的思考能力、問題解決能力、コミュニケーション能力、語学力、情報処理能力、異文化対応力、積極的行動力、他者と協力する力（チームワーク）」という8つの能力を養成するために、各科目や各演習において次のことに留意して行っている。

- ・専門課程の講義科目は、専門基礎、基幹、展開から構成され、専門基礎科目は主として1年生を対象に基礎的な論理的思考能力の養成、基幹科目は主として2年生を対象に論理的思考能力とともに問題解決能力の養成、展開科目は主として3年生を対象に少人数教育でアクティブ・ラーニングに取り組んでおり、論理的思考能力と問題解決能力に加え、コミュニケーション能力の養成を目標としている。いずれの講義科目も、シラバスに沿って計画的に行っており、予習・復習の励行、学生への質問の回答などのほか、授業アンケートを通じた学習指導の改善を図っている。(資料4(3)-1 P4~5)
- ・専門課程の演習科目は、8つの能力のうち、論理的思考能力、課題解決能力、コミュニケーション能力、積極的行動力、他者と協力する力（チームワーク）という5つの能力養成を目標としている。1年次から4年次までに基礎演習、基幹演習、専門演習のすべてで、少人数の演習を行っており、論理的思考能力、課題解決能力、コミュニケーション能力を養成する。特に1年次の基礎演習は、少人数の教員・学生の双方向の演習となっており、基礎的なアカデミック・スキル養成のために、新書の要約や書評の作成を行っている。2年次の基幹演習では、地域課題の解決方をテーマに、教員の適切な指導に基づきチームで取り組むことにより、積極的行動力と他者と協力する力（チームワーク）の養成も行う。3年次から4年次にわたる専門演習では、ゼミ生の人数の上限を原則10名にしている。そこでは専門分野の学修とゼミ活動を通じて、論理的思考能力、問題解決能力、コミュニケーション能力、他者と協力する力等を養成している。卒業論文作成を大学の学修・研究の集大成として位置づけており、それによって創造的な課題探究能力の養成を目指している。(資料4(3)-1 P6)
- ・教養課程のグローバル人材養成プログラムは、語学力、情報処理能力、異文化対応力という3つの能力の養成を目標としている。英語力の養成は英語教育プログラムで、中国語と韓国語の能力養成は東アジア言語教育プログラムで、情報処理能力の養成は情報教育プログラムによって行っている。いずれのプログラムも少人数教育であり、異文化対応力は、異文化実習プログラム（中国、韓国、ニュージーランド、カナダ、英国、米国）を通じて、現地に赴き異文化を体験することで養成している。なお、英語、中国語、韓国語では単位取得できなければ、次の科目が履修できないローマ数字によるナンバリング制度を導入し、段階的・体系的な教育を行っている。留年防止のため、夏季と春季期間に集中講義として再履修授業を行っている。(資料4(3)-1 P7~8)

・教養課程の現代教養科目群は、現代の社会生活を実り豊かに過ごすための教養を養う科目として、現代教養講座、人文学分野、社会科学分野、自然科学分野、スポーツ健康分野、キャリア教育分野といった各分野の幅広い教養を身につけるための科目を設けている。いずれの科目も、シラバスに沿って計画的に行っており、授業アンケートを通じた学習指導の改善を図っている。(資料 4(3)-1 P8~9)

これらの教育内容において、1~2年次では、知識の理解や語学や情報スキルの習得の比重が高いが、基礎演習や基幹演習などでのゼミ活動によって、問題解決に取り組みながら主体的にコミュニケーションをとり、他者と協力する力が養成できる。3年次からの講義と演習は、広義のアクティブ・ラーニングの場となっている。特に専門演習では、自らの課題を探究する取り組みが行われている。

異文化実習プログラムの充実を図る中で、特に、英語圏の大学との国際交流を促進するため、平成 25 年度にスターリング大学(英国)と、平成 27 年度にハワイ大学マノア校 IRC およびハワイ大学カピオラニ・コミュニティカレッジ(米国)と新たに学术交流協定等を締結した(資料 4(3)-2,4(3)-3)。スターリング大学とハワイ大学カピオラニ・コミュニティカレッジ(米国)では、本学学生の異文化実習を行っている。また、スターリング大学には本学学生の長期の派遣留学制度を設けている。

なお、CAP 制は導入していないが、科目ナンバリング制度の導入やローマ数字によるナンバリング制度によって段階的な履修しかできないため、実質上 CAP 制と同様の効果を得ている。

また、時間割作成上の工夫により、履修を実質上制限している。たとえば、教養課程における同一科目群(人文学、社会科学、自然科学の3分野)の科目を同じ曜日・時限に配置することで、履修制限をしている(資料 4(3)-4)。シラバス(現行カリキュラムのみ)に各講義回における予復習の内容を明示し、予復習の徹底化を図っているほか、学生指導の制度として、学生担任制を設けている。

学生に対しては、新年度当初に履修相談会を実施して学生の計画的な科目履修を促している。また、年度当初に成績不振者を抽出して面談を行っている。さらに、4月末から5月当初には新入生を対象に、必修科目を中心として欠席の目立つ学生を抽出し、面談を行っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

平成 25 年度に、「宮崎公立大学のシラバス作成のためのガイドライン」を策定した(資料 4(3)-5)。このガイドラインによって、授業の概要(目的を含む)、到達目標、評価方法、テキスト、参考書、15回の講義計画について記載内容を明確化し、シラバスの教員間の統一化を図っている。また、授業アンケート(授業評価)において、シラバスと講義の関連性の質問を設け、講義計画と実態の把握を行っている。

さらに、FD 研修会(平成 27 年 2 月実施)において、専門課程における専門基礎科目の各担当教員による講義内容の説明を行う機会を設けた。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

厳格な成績評価と単位認定を行うために、「宮崎公立大学の成績評価方法および基準に関

するガイドライン」(平成25年度策定)に基づいた成績評価を行い、GPAを導入している(資料4(3)-6)。

GPAについては、2つのGPA(sGPA: Specialized GPAと、tGPA: Total GPA)を設けて、3年次から履修する専門演習の履修先決定や奨学金交付の算出基準として活用している。

単位制度の趣旨に基づき、「宮崎公立大学の教育課程等を定める規程」により授業に関する取り扱いを定めるとともに、円滑な授業運営と学生の確実な授業出席確保のために、「宮崎公立大学学生の授業出席に関する内規」を定めている(資料4(3)-7,4(3)-8)。

さらに他大学における既修得単位の取得については、次のとおり運用している。

- ・公費派遣留学における単位認定: 1科目20単位を上限に単位認定(卒業要件に含む)(資料4(3)-9)
- ・高等教育コンソーシアム宮崎における単位認定: 形態に応じて単位認定(卒業要件に含む場合と含まない場合あり)(資料4(3)-10)
- ・編入学修得単位における単位認定: 編入学生の学歴および自大学での単位修得状況に応じて、包括および個別単位認定(卒業要件に含む)(資料4(3)-11)

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

ほとんどの授業科目について、授業アンケートを、平成12年度から年2回(前期・後期)実施することにより各科目の定期的な検証を行い、教員自ら教育内容・方法の改善を行っている(資料4(3)-12 P5)。平成23年度には、設問、内容、評価方法を具体的かつ詳細なものに見直し、評価内容がより正確に把握できるよう改善した。具体的には、各教員は、アンケート結果を元に「リアクション・コメント」を作成し、今後の改善に向けた取組等を記載することで、自らの教育方法や内容を検証し改善している。また、授業アンケートの全体集計結果(リアクション・コメント含む)は冊子にて公表しており、平成27年度からは集計結果概要についてウェブサイトでも公開を開始することにより、教員の改善への一層の取り組みを促している(資料4(3)-13)。平成26年度には「授業アンケート(中間)」を導入することにより、学期途中において、教員の授業改善が可能となることにより、アンケートに回答した学生自身が利益を得られるようにした。

演習科目については、平成20年度より不定期ではあるが基礎演習担当者会議を開催し、学生の到達状況を確認しながら、意見交換・経験・授業の工夫等の討議を行い、教育内容・方法の改善・統一化を図っている(なお平成26年度からは基幹演習担当者会議も同様の仕組みで開催している)。特に平成24年度を取組としては、「基礎演習Ⅰ」にて「読むための言語力の獲得」を目標とし、「文献資料の要約」に取り組み、文献を的確に読むためのスキルの修得に一定の教育成果を上げている。また「基礎演習Ⅱ」では「書くための言語能力の獲得」を目標に「書評作成」の課題に取り組み、自分の考えを論理的かつ確かな文章表現にまとめるためのスキル修得を図り、演習ごとに書評発表会を開催するなど一定の教育効果を得ている。「専門演習」については、各専門演習単位で外部にも公開した卒業論文発表会を開催し、教員も含め外部者の意見も聞くなどして、卒業論文の一定の水準の維持と教育成果の確認に努めており、教育方法や内容を改善する機会としている。

その他、平成26年度より総合的な英語力の向上を目指し、教育プログラムの再編を行い、TOEIC等の実用的な英語検定の受験・合格を目指した授業を幅広く導入し、具体的な教育成果を上げることに努めている。また、英語系の教員会議を定期的に開催し、学生の教育の進捗状況・到達度に応じた適切な教育内容・方法の検討や改善を図っている。

全学的には、現行カリキュラムに沿った3つの専攻会議を立ち上げ、専攻毎に、教員間の情報・意見交換を行い、学生の教育成果に沿った教育に関する適切な取り組みを促進している。なお、学習到達度を測定するための評価指標（GPAの導入）として、平成25年度にワーキンググループを設置し検討を行い、平成26年度よりGPを付与する制度を全学的に導入した。

2 点検・評価

●基準4 ((3) 教育方法) の充足状況

人材育成目標である「教養あるグローバル人材」育成のために必要な力の養成を目指して、少人数教育、双方向教育等、それぞれの力の養成に最も適した教育方法を検証しながら教育を実施できている。

また、GPAによる成績評価等、平成26年度から導入を開始した制度等が多く、今後も導入状況を注視し、検証していくことが必要ではあるが、シラバス作成のガイドラインを定め、記載内容の統一化を図ることができていること、成績評価および単位認定についても各規程やガイドラインで取り扱いを定め、運用できていることから、同基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

年度当初に、成績不振者および新入生で欠席傾向にある者を抽出し、面談を行うことで、怠学傾向にある学生への適切な学習指導を行うことが出来ている。

また、シラバス作成のガイドラインを設けたことで、教員間での記載内容やボリュームの是正ができたとともに、ガイドラインに沿ったシラバス作成が行われている。また、授業アンケートにおけるシラバスと講義との関連性の質問を設け、これまで以上に教員のシラバスに対する意識を高めることが出来ている。

異文化実習プログラムの充実を図る方策として、新たに2校と学術交流協定を締結したことで、英語圏の留学先の選択肢も増加し、実際に行くことでしか経験できない学びの場の充実に繋げることが出来ている。

授業アンケートについては、平成25年度までは講義最終日の1回のみ実施していたものを、全15回授業の折り返しである第7回授業において、授業アンケート（中間）を追加導入したことで、当該期の授業の過程において、授業を見直す機会の創出を図ることができた。これについては、平成26年度の宮崎市公立大学法人評価委員会においても、「授業改善の恩恵が回答者自身にも還元される可能性も高く評価できる」とのコメントを受けている（資料4(3)-14 P3）。また、期末の授業アンケートに、授業内容の人材育成目標やディプロマ・ポリシーへの寄与を把握する設問を追加することにより、より目的に対する効果を測ることができるようなものとした。

②改善すべき事項

現在、時間割作成上の工夫等で履修をある程度制限できている現状はあるが、制度としての履修制限は行っていないため、導入可否について検討が必要である。

3 将来に向けた発展方策**①効果が上がっている事項**

今後も「怠学」傾向にある学生を出来る限り早期に発見・対応できるよう、該当学生に対し、学内各部署が連携して相談態勢を整えていく。

シラバスについては、現在作成しているシラバス・チェックリストの成案化、およびシラバス作成時の専攻長等によるチェックを行う体制を検討し、学生・教員相互に有意義なシラバスの作成がなされるよう図っていく。

また、ワイカト大学、バンクーバーアイランド大学、スターリング大学、ハワイ大学カピオラニ・コミュニティカレッジでの異文化実習と、英語教育プログラムを有機的に作用させるための方策を検討していく。

授業アンケートは、継続的かつ組織的な取り組みとして実施しながら、より有効な教育方法・教育内容の改善につながる制度となるよう、適宜見直しを行っていく。

②改善すべき事項

履修制限を行うかどうかについて、今後の学生の履修状況および単位修得状況を注視しながら、必要に応じて検討を行っていく。

4 根拠資料

- 4(3)ー1 学生要覧 2015 (2014 年度以降入学者用) (既出 1ー3)
- 4(3)ー2 スターリング大学との学術交流協定締結の様子
「開学 20 周年記念式典等を挙行了いたしました」(ウェブサイト)
http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/university/post_8.html
- 4(3)ー3 ハワイ大学関連 2 校との学術交流協定締結の様子
「ハワイ大学マノア校 IRC およびハワイ大学カピオラニ・コミュニティカレッジとの学術交流協定を締結しました」(ウェブサイト)
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/exchange/irc.html>
- 4(3)ー4 平成 27 年度授業時間割 (既出 4(1)ー5)
- 4(3)ー5 宮崎公立大学のシラバス作成のためのガイドライン
- 4(3)ー6 宮崎公立大学の成績評価方法及び基準に関するガイドライン
- 4(3)ー7 宮崎公立大学の教育課程等を定める規程 (既出 4(1)ー7)
- 4(3)ー8 宮崎公立大学学生の授業出席に関する内規
- 4(3)ー9 宮崎公立大学学生海外留学に関する規程
- 4(3)ー10 高等教育コンソーシアム宮崎単位互換制度における本学での単位の取り扱いについての申し合わせ
- 4(3)ー11 一般編入学および私費外国人留学生編入学における既修得単位の認定に関する指針について

- 4(3)-12 FD 実施要領 (既出3-14)
- 4(3)-13 授業アンケート実施結果の公表 (ウェブサイト)
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/education/>
- 4(3)-14 公立大学法人宮崎公立大学 平成26年度業務実績に関する評価結果

第4章 教育内容・方法・成果

(4) 成 果

1 現状説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

入学前にアドミッション・ポリシーで本学の教育方針を示し、その方針に適格な人物を選抜するのに適した入学試験を実施し、その試験結果によって選抜された学生の入学時の学力・適性を測定し、その測定結果を教育内容・方法の質の向上に活用し、最終的には卒業生の進路状況の分析等を実施することによって体系的な教育効果の検証を行っている。

また、平成26年度の就職希望者に対する就職率は98.3%、卒業者のうち大学院等への進学率は約1%となっている(資料4(4)-1)。

「教養あるグローバル人材」を育成するという人材育成目標に照らし、学生の学習成果を測定するために、sGPA (Specialized GPA の略。専門課程単位のGPAのみ算出) と tGPA (Total GPA の略。卒業要件単位全てのGPAを算出) の2種類のGPAを取り入れている。

また、入学直後、1年次前期末および2年次前期末に、英語の2つの外部テスト (TOEIC テストと EPER テスト) を実施し、語学力の向上度合いを測定しており、この外部評価は、習熟度別クラスの編成基準として活用している。

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

卒業要件については、学則および「宮崎公立大学の教育課程等を定める規程」に明示しており、これらを学生要覧にも明示している(資料4(4)-2 第41~43条、4(4)-3 第13条)。なお、本要件については、前後期開始時の履修ガイダンスにおいて、これらの資料を基に、学生に周知徹底している。

学位授与に係る卒業認定については、各規程等に基づいた以下の手続きを経て、明確な責任体制の下、適切に行っている。

- ・学務課職員による認定作業用資料の作成。
- ・教務部門を審議する教務部会の正副部会長および学務課職員による事前確認
(1名ずつ読み上げて確認)。
- ・教務部会による審議。
- ・教授会による審議。
- ・学長による卒業認定。

2 点検・評価

●基準4(成果)の充足状況

学位授与については、明文化されたルールの下、明確な責任体制で適切に実施している。

また、教育目標に沿った成果についても、教員や公務員のほか、民間企業においても建設、製造、情報通信、運輸・郵便、卸売・小売、金融・保険、サービス業、さらには進学と幅広い進路に学生が進んでいることなど、同基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

英語の2つの外部テスト（TOEICテストと EPER テスト）について検証を行い、入学時に英語能力が低かった学生の能力向上が図られているという結果が示された（資料 4(4)-4）。

②改善すべき事項

2つの GPA は、履修する専門演習の決定や奨学金交付の算出基準となっており、活用されている。ただ平成 26 年度から導入したこともあり、分析は始めたが、学生の履修相談への活用までには至っていない。今後、活用範囲を広げるなど効果的な運用を進めていく必要がある。

3 将来に向けた発展方策**①効果が上がっている事項**

英語の外部テスト結果について、英語能力の高かった学生の向上度合いが鈍い傾向にあるため、今後は英語能力の低い学生の能力底上げとともに、英語能力の高い学生の能力引き上げを図るために、講義内容の改善を検討していく。

②改善すべき事項

GPA 制度定着後の効果の検証（学生の継続的な学習や学習意欲向上の検証）の方策について検討していく。

4 根拠資料

4(4)-1 平成 26 年度卒業生進路実績

4(4)-2 宮崎公立大学学則（既出 1-1）

4(4)-3 宮崎公立大学の教育課程を定める規程（既出 4(1)-7）

4(4)-4 2014・2015 年度入学者の TOEIC IP および EPER テスト結果概要について

第5章 学生の受け入れ

1 現状説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

本学は、建学の理念・目的と人材育成目標に基づき、次の通り、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

宮崎公立大学の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

- 英語のコミュニケーション能力のさらなる向上とともに、東アジア言語（中国語、韓国語）の習得にも意欲を持つ人
- 地域社会のみならず広く国際社会の課題の探究と解決に、主体的に取り組む姿勢を持つ人
- 幅広い教養を積極的に吸収するとともに、言語・文化、メディア・コミュニケーションや国際政治経済に関する分野を極めたい人

この方針と共に、各選抜方法において出願資格を定め、入学者選抜要項、学生募集要項、本学ウェブサイト等の広報媒体、およびオープンキャンパス等の入試広報イベントにおいて周知を行っている（資料 5-1,5-2,5-3,5-4,5-5,5-6,5-7,5-8）。

また、障がいのある学生の受け入れ方針については定めていないが、入学者選抜要項および学生募集要項で、受験上の配慮を必要とする入学志願者には相談を受け付けることを明示するとともに、相談のあった入学志願者については可能な限り必要な対応をとっている（資料 5-1 P9, 5-2 P16, 5-3 P4, 5-4 P5,P12,P21 ,5-5 P4, 5-6 P4）。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

学生募集については、ウェブサイトへの試験日程等の入試情報および入試広報イベントの情報掲載のほか、高校教員対象の入試説明会、高校訪問、オープンキャンパス、高校からの要請による出前講義および本学への生徒・PTA 等の訪問受け入れ、各地で開催される進学ガイダンス等において、広く情報を周知する機会を設けている（資料 5-9）。

入学者選抜については、本学の建学の理念・目的、人材育成目標、アドミッション・ポリシーに基づき、一般選抜入試（前期日程・後期日程）、特別選抜入試（推薦、帰国子女、社会人、私費外国人留学生）、編入学試験等、多様な入試形態を採用し、多くの受験機会を提供している。また、入学試験部会を設置し、各入試の実施方法や試験内容、評価方法等の適切性について適宜検証を行い、学生募集および入学者選抜を実施している（資料 5-10,5-11）。

一般選抜入試では、大学入試センター試験と個別学力検査を課し、それらの成績と出願書類の内容を総合的に判断して入学者を選抜している。

特別選抜入試では、次の通り入試を実施している。推薦入試においては、宮崎県内の高等学校生等を対象に小論文、面接、調査書その他の出願書類の内容、帰国子女および社会

人入試においては、学力検査（英語）、小論文、面接、出願資料の内容、そして私費外国人留学生入試においては、日本留学試験の成績、小論文（日本語）、面接、出願書類の内容をそれぞれ総合的に判断して選考している。

編入学試験では、平成 26 年度入試から私費外国人留学生推薦編入学（3 年次のみ）、平成 27 年度入試から 2 年次編入学（一般、留学生）、平成 28 年度入試から 3 年次編入学（一般、留学生）と段階的に制度を開始した。一般編入学試験では、学力検査（英語）、小論文、面接、出願書類の内容、私費外国人留学生編入学試験では、小論文、面接、出願書類の内容を総合的に判断して選考している。

また、本学では入学試験の公平性を保つために、次のような取組みを行っている。

- ・ 入試問題の作題・採点体制については、作題に関するガイドラインを選抜試験ごとに策定し、アドミッション・ポリシーに沿った問題の作成を作題者に意識させるとともに、各試験科目において、必ず、複数の教員で作題・採点を担当することとしている。
- ・ ミスのない試験実施のために各試験の実施前には必ず従事者説明会を行い、監督・誘導等の実施要領の周知徹底および面接担当者の評価基準の統一を図るなど、公平・公正な試験実施に努めている。
- ・ 合否判定においては、担当職員と入学試験部会の教員とで成績・合否判定の確認を行うなど、複数の目で複数回の確認を行うことを常とし、教授会の審議の報告を受けて学長を最終決定権者として合格者を決定するプロセスを保ち、公平かつ公正な合否判定を実施している。
- ・ 入試成績の開示の実施（一般選抜のみ）や、一般選抜および推薦入試の出題のねらい、採点のポイント、答案の傾向等からなる講評、一般選抜における合格者の最高点・最低点・平均点、各試験の志願者数・合格者数・入学者数などの入試情報を毎年度作成し、ウェブサイトで公開すると共に、入試説明会、キャンパスガイド、高校訪問等での資料として配布を行うなど、広く社会に公表することで透明性を担保している（資料 5-12,5-13）。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

本学人文学部の収容定員は 800 名、入学定員は 200 名である。平成 27 年度入学者の入学定員に対する入学者比率は 1.06 であり、過去 5 年間平均は 1.07 である。また、平成 27 年度の収容定員に対する在籍者比率は平成 27 年 5 月 1 日現在、1.16 であり、過去 5 年間の平均は 1.15 となっている。以上のとおり、適切に入学者を受け入れているとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している（資料 5-14）。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生募集および入学者選抜については、中期計画に定める「入試広報の充実と入試体制・制度の検討」、「県内の高校等に対する募集活動の強化」の 2 つの計画に沿って、毎年入学試験部会において現状の制度のあり方、各入試の公正な実施状況について検証を行っている（資料 5-15 第 2-1(3)①・②）。

平成26年度には、本学の入試改革のためのプロジェクトチームとして、入試改革検討会議を設置し、外部業者を交えて本学の現状分析を行うとともに、新たな入試制度を設けるための検討を行った（資料5-16）。

この入試改革検討会議での成果としては、入試改革検討会議、入試部会、教育研究審議会を経て結論を得た、推薦入試の制度改革が挙げられる。以前から課題となっていた、①県外高等学校の生徒にも受験資格のある推薦入試制度の設計、②県内高校からの入学者のさらなる安定的確保の2点を考慮した入試制度として、「大学入試センター試験を課す区分」での推薦入試を平成29年度入学者選抜試験から新たに設けることとした（資料5-17）。募集人員20名（管内枠10名、全国枠10名）で、選考基準は、センター試験3科目の結果と出願書類の内容である。これに伴い、従来的一般選抜の前期日程試験の定員を10名減らし募集人員90名、後期日程試験の定員を10名減らし募集人員40名とする。また従来のおすすめ入試（宮崎県内枠の募集人員50名）は継続する。このことで、課題となっていた2点を考慮した新たな制度を設けることが出来た。

さらに、新たな編入学制度の方策について検討し、導入を行った。1つは平成26年度入試から実施した私費外国人留学生推薦編入学試験、もう1つは平成27年度入試から実施した一般および私費外国人留学生編入学試験である（資料5-5,5-6）。前者は、学术交流協定校から本学への新たな学生受け入れの方策の一つとして、後者は様々なバックグラウンドや能力を持った学生を幅広く受け入れる方策の一つとして開始した。

これらのとおり、現状の制度を検証し、課題解決のための新たな入試制度の導入を行うなど定期的な検証および課題改善に努めている。

2 点検・評価

●基準5の充足状況

平成26年度にカリキュラム改訂に沿うアドミッション・ポリシーを策定し、様々な広報媒体への掲載、各種入試広報イベントで周知を行っており、広く社会に明示している。

また、アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集・入学者選抜を行うと共に、公平・公正な入学者選抜実施のための検証を定期的に行っており、入学定員・収容定員を適切に管理できていることから、同基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

学生募集の方策について、特に、高校訪問および本学への高等学校等関係者の訪問受入れについては、県内外を問わず広く実施している。この活動については、平成26年度の宮崎市公立大学法人評価委員会においても、「前年度に増して重点的に時期及び地域を設定して行うとともに、県内外の高校からの大学訪問の受け入れも前年度と比較して回数、内容とも充実したことなどが高く評価できる」とのコメントを受けている（資料5-18 P10）。また、教職員だけでなく在学学生を「学生メッセンジャー」として学生募集の機会に活用することで、志願者に身近な立場からの情報提供ができ、『在学学生から実際の学生生活の様子を知ることができて良かった』等、参加者アンケートでも好評を得ている（資料5-19,5-20）。

入学者選抜としては、現状の制度検証と併せて新たに導入を決定した制度により、従来

の推薦入試は県内の高校だけが対象であったが、新しい推薦入試は県外の高校生も受験できることになるなど、課題の改善を図ることが出来ている。

②改善すべき事項

大学入試センター試験等全国的な入試改革の実施を受け、本学の従来の入試システムを見直していく必要がある。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も、入学希望者等への情報提供を広く行うとともに、在学生の活用など効果的な広報手段についても検討し、アドミッション・ポリシーに沿った学生募集の方策について、充実を図っていく。

また、段階的に実施し、平成28年度入試から全ての種別で実施を開始した「編入学試験」や、平成29年度入試から導入を予定している「センター試験を課す推薦入試」については、制度が定着するまで、特に慎重にミスのないよう業務を進めていく。

②改善すべき事項

全国的な入試改革に備えた本学の入試システムの再検討について、文部科学省中央教育審議会等の情報を広く収集しながら、対策に努めていく。

4 根拠資料

《提出が義務付けられた資料》

- 5-1 平成27年度入学者選抜要項（既出1-5）
- 5-2 平成27年度学生募集要項【一般選抜】
- 5-3 平成27年度学生選抜要項【推薦入試】
- 5-4 平成27年度学生選抜要項【特別選抜（帰国子女・社会人・私費外国人留学生）】
- 5-5 平成27年度学生選抜要項【編入学試験（2年次）】
- 5-6 平成27年度学生選抜要項【私費外国人留学生推薦編入学】

《その他の根拠資料》

- 5-7 今年度実施の入試について（ウェブサイト）
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/entrance/about-examination.html>
- 5-8 平成26年度宮崎公立大学説明資料
- 5-9 平成26年度入試広報企画実施一覧
- 5-10 宮崎公立大学入学試験部会規程（既出2-5）
- 5-11 平成27年度入学試験部会 議事録
- 5-12 過去の入試結果への講評（ウェブサイト）
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/entrance/other.html#ct02>
- 5-13 過去の入試結果について（ウェブサイト）
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/entrance/other.html#ct01>

- 5-14 入学者・在学者数統計（H23~H27年度）
- 5-15 公立大学法人宮崎公立大学第2期中期計画（既出1-7）
- 5-16 入試改革検討会議設置要綱
- 5-17 平成29年度宮崎公立大学入学者選抜方法等の変更について（予告）
（ウェブサイト）http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/entrance/post_145.html
- 5-18 公立大学法人宮崎公立大学 平成26年度業務実績に関する評価結果
（既出4(3)-14）
- 5-19 宮崎公立大学学生メッセージ要綱
- 5-20 オープンキャンパスアンケート結果

第6章 学生支援

1 現状説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、学生が、安全・安心な環境の中で、高い学習意欲を持って充実した学生生活を送るとともに、自立した社会人としての資質・能力を身につけることができるよう、学修・生活・課外活動をはじめ健康の指導・相談を行うなど、生活支援体制の充実を図るために、平成25年度に「学生支援基本方針」を策定し、平成26年4月1日から施行した（資料6-1）。

宮崎公立大学学生支援基本方針

宮崎公立大学（以下「本学」という。）は、建学の理念にもとづき、国際的な視野を持つ人間性豊かな人材を育成するために、学生支援の重要性を認識し、次に掲げる目的と方法を持って取り組むこととします。

- (1) 本学の学生支援は、学生の安全・安心な修学環境を確保し、正課教育と有機的に連携して、人材育成目標に掲げる「主体性」並びに教育目標に掲げる諸能力を涵養すること、さらに、本学卒業後に学生が社会的・職業的自立を達成することを目的としています。
- (2) 本学の学生支援は、すべての教職員が連携・協働しながら取り組む教育の一環として行われます。本学の学生部会が学生支援組織の拠点として位置づけられます。
- (3) 本学の学生支援は、多様化する学生が大学生活の中でその個性に応じて最高度の成長と発達を遂げるために、学生の個別的なニーズを把握して行う計画的・組織的な支援です。また、学生の学内での活動のみならず、学外での活動についても、地域社会と連携しながら適宜支援に努めます。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

本学では、学生支援基本方針に基づき、次に述べるように学生担任制の導入をはじめ、休学・退学者の状況把握、成績不振や怠学傾向学生の支援、新たな給付型奨学金制度の創設、再履修科目の開講、さらに障がいのある学生の支援など、多様な方策により学生への修学支援を行っている。

- ・学生の修学や進路、生活について指導助言を充実するため、専門演習における担当教員が所属学生（3・4年生）の担任となる学生担任制について、平成26年度後期より

導入を実現した。併せて、担任教員と支援専門部署との連携方法等に関するガイドラインを作成し、関係教員に周知を図った（資料 6-2）。

また、学生担任制要綱において、毎年度「年間運用計画」を策定することと定め、その中で、面談の内容や個人情報提供上の留意点について定めることとしている（資料 6-3,6-4）。学生の修学状況はもとより、進路や就職支援まで幅広く担任教員が助言するシステムを構築できた。

- ・平成 25 年度から、統計的に理由別の休学・退学者数の把握ができるよう、休学願と退学願の様式を見直し、理由の 카테고리 を追加した（資料 6-5,6-6）。
- ・教務担当者および教員、学生支援担当が連携し、各学期の必修科目の出席状況や履修登録状況等をもとに、成績不振や怠学傾向にある学生、支援を必要としている学生を洗い出し、履修指導や学生相談を行っている（資料 6-7）。

また、3 専攻ごとに卒業後の進路を含む履修モデルを作成した（資料 6-8）。

- ・平成 25 年 2 月 1 日に入学料・授業料減免制度を廃止し、新たに大学独自の給付型奨学金制度（納付額の免除で現金の授受なし）を創設した（資料 6-9,6-10）。また、学生へのヒアリングや現状分析を経て、修学支援のため奨学金支給要件の緩和が必要との判断から、適用基準を次のとおり見直し、平成 27 年度から所得基準緩和等を実施した。

（ア）所得基準について旧所得基準額に授業料相当を上乗せする。

（イ）保護者支援額の上限を撤廃する。

- ・1 年次前期必修科目において、前期単位未修得者を対象に、夏季集中講義期間に再履修科目を開講し、同年度後期以降に続く必修科目を、他の既単位修得者と同様に履修できるようにした。
- ・発達障がい等の障がいのある学生に対しては、ケースごとに学生支援および教務担当職員、学生相談員、保健師、教員、就職支援室職員等が情報共有し、連携しながら支援を行っている。単位の履修状況等を考慮しながら、信頼関係を築いている教職員が中心となって、必要に応じて保護者や出身校とも適宜連絡を取りつつ、学生生活における各ステージで発生する困難の解消に努めている。

また、障がいのある学生への支援に関するスキルの向上を図るため、職員を各種研修に派遣している（資料 6-11）。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

学生への生活支援については、専門演習担当教員による学生担任制の導入（平成 26 年度後期から）により、修学面のほか生活面でも指導助言を行っている。また、学生が心身ともに健康で、安心・安全な学生生活が送れるように、心身の健康保持や交通安全・防犯、ハラスメント防止などに関して、次のような事項に取り組んでいる。

- ・平成 26 年度に保健室を管理棟 1 階から福利厚生棟 2 階に移転・拡張し、学生の心身の健康保持を目的に、平成 27 年 4 月に学生が自由に出入りできる休憩室「ほっとる一む」を新設するとともに、同じく 4 月から「ランチアワー」（ランチタイムに学生が一人でも寛いで過ごせる場を提供）を毎月 3 回実施している。学生相談室には専門の相談員として臨床心理士が、毎週月・水・木曜日に来学し、学生からの相談に対応している。

- ・学生に対して交通安全・防犯に関する注意喚起のため、平成 25 年度に「若者交通安全・地域安全ネットワーク」に参画し、所轄の警察署と連携し、学生への生活安全情報の提供を行っている。
 - ・学生が様々なトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐ目的から、生活支援の一環として、平成 27 年 3 月に「学生必携ハンドブック（マナー&防犯）」を作成し、全学生および教員に配布するとともに、オリエンテーションなどの場面で活用している（資料 6-12）。
 - ・ハラスメント防止対策としては、平成 22 年 12 月に「ハラスメントの防止・対策に関する規程」を施行し、ハラスメント防止・啓発ガイドライン等を策定した（資料 6-13～18）。また、ハラスメント相談への対応として、教職員の相談員を配置するとともに、受付窓口として相談専用電話を設置し、学内に相談箱を設置している。
- また、教職員・学生を対象としたハラスメント防止研修等を毎年実施している（資料 6-19）。

（４）学生の進路支援は適切に行われているか。

学生の進路支援については、学生が自分にあった進路を見つけるために、学年別のキャリア教育目標を設定し、低学年時から職業観を醸成するために様々な支援を行っている（資料 6-20 P28）。

学生のキャリア形成のための支援として、1 年次には必修科目の「現代教養講座」の中で、目的を持って充実した学生生活を送るための授業を実施している（資料 6-21 P135～136）。2 年次には「キャリア設計」を開講し、キャリア・デザインの必要性を理解させ、社会で活躍するロールモデルの話聞くことによって、いろいろな生き方・キャリア・職業に触れ、働く意味や働く理由、職業についての理解を深めるようにしている（資料 6-21 P166～170）。

また、3 年次からは就職支援室による就職ガイダンスやセミナーを受講することで就職活動についての実践的、具体的なノウハウを習得し、4 年次からの就職活動に臨むように支援を行っている（資料 6-22）。そのほか、3 年次に、就職支援室の職員が就職活動に臨む 3 年生全員と面談を行い、各学生の希望等を把握することできめ細かな就職支援を行っている。

組織的な就職支援の体制として、平成 23 年 10 月に、それまで学務課の一部として置かれていた就職活動支援室を、「就職支援室」として独立した体制で設置し、就職支援体制の強化を図った。平成 27 年度現在、職員 4 名を配置し、そのうち 2 名がキャリアカウンセラーの資格を取得している。就職支援室では学生の就職活動をサポートするために、就職情報の収集や就職に関する資料を備えるとともに、就職相談の実施、求人情報の提供、就職イベントの開催等を行っている。具体的には、就職ガイダンスや就職セミナー、学生企画による企業見学バスツアー、インターンシップ、学内公務員講座、教員模擬試験、企業説明会、個別相談や面接指導等の実施、3 年生に対する就職手帳の配布、外部のキャリアカウンセラーやハローワークの大卒ジョブサポーターを招聘しての個別相談など年間を通して様々な取組を行っている。なお、就職に関する事項については、キャリア部会において、審議・決定し、これに従い年間を通して計画的に就職支援を行っている。このような取組

により、開学以来 90%以上の就職率を維持している（資料 6-23）。

また、教職支援については、平成 23 年 10 月に「教職支援室」を新たに設置し、教職経験のある教員 1 名が常時学生の支援にあたっている。具体的には、教員を目指す上で不可欠な学校ボランティアの機会提供や受入校の開拓、3 年生後期からの教員採用選考試験対策を実施しており、全国的に教員採用選考試験の倍率が高い状況の中で、高い合格率を維持している（資料 6-24）。

2 点検・評価

●基準 6 の充足状況

学生支援に関する方針を定め、本学の状況に適した修学・生活・進路の支援体制の再整備を実施し、各部署間の連携をより強化することができた。また、保健室の機能拡張による学生相談体制の整備、学生必携ハンドブックの作成やハラスメント防止対策の強化、履修相談や再履修科目の設定等、学生が安心・安全に修学できる環境の保持に努めていることから、同基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

修学支援としては、休学届、退学届の様式改正を行ったことによって、休学・退学理由が詳細に把握できるようになった。それに伴い、留年者および休学・退学者の状況把握と対処の適切性に一定の効果があつた。

また、大学独自の修学支援奨学金制度は、経済的に困難な状況にある学生を支援しており、平成 27 年度からの同奨学金の採択要件の一部緩和は、受給可能な学生の増加につながっている。

◇修学支援奨学金の状況

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
申請者数	51 人	42 人	41 人
給付者数 (減免数)	37 人	34 人	39 人
給付額 (減免額)	9,912,300 円	9,108,600 円	10,448,100 円

低学年次からのキャリア教育をはじめ、3 年次の就職ガイダンス、進路相談等により、開学以来 90%以上の就職率を維持しており、直近の平成 26 年度は 98.3%と過去最高の就職決定率を達成している。

②改善すべき事項

学生担任制については、平成 26 年度から 3・4 年生を対象に導入を図ったが、その状況について検証を行うとともに、1・2 年生への導入についても検討を行う必要がある。

また、平成 28 年 4 月施行予定の「障害者差別解消法」を踏まえて「障害を理由とする差別の解消に関する宮崎公立大学教職員対応指針（案）」を全学的に検討しているが、障がいのある学生への合理的配慮規定の条件をクリアする対応内容について、今後も検討し

ていく必要がある。

併せて、多様な問題を抱える学生に対応するため、職員のカウンセリングスキルを一層向上させる方策について、検討が必要である。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

履修相談の充実を図るため、学部長と各専攻長を中心に策定した専攻毎の履修モデルを基に、専攻毎の履修相談体制を検討する。

また、改正後の奨学金制度（修学支援奨学金B制度）については、今後の経済状況や社会情勢を勘案しつつ、適時分析・検証し、必要に応じて見直しを行う。

交通安全および防犯に関しては、引き続き関係機関との連携強化を図り、情報提供を求めていくとともに、学生必携ハンドブックは必要に応じて掲載内容の適宜見直しを行う。

ハラスメント防止の一層の効果を上げるため、ハラスメントに係る研修および自己点検のあり方を適宜検証し、必要に応じて改善していく。

平成23年以降の4年間は、企業の採用意欲の回復もあり就職決定率が95%以上と高い水準を維持しているが、今後、さらにキャリア教育、就職ガイダンス、セミナー等の充実を図り、学生が望む就職先への就職が実現できるように努力していく。

②改善すべき事項

学生担任制については、3・4年生への導入実績を基に、1・2年生への制度導入について学生部会を中心に検討を進めていく。

障がいのある学生への支援については、「障害を理由とする差別の解消に関する宮崎公立大学教職員対応指針(案)」を策定するにあたって、今までの本学における対応事例を参考に盛り込むなど、より本学に適した対応指針を策定し、障がいのある学生に対する支援の充実を図っていく。

また、職員のスキルアップ研修等への参加などにより職員のカウンセリングスキルの一層の向上を図るとともに、保健室・学生相談室（臨床心理士3名）との連携強化を図ることにより、多様な問題を抱える学生からの様々な相談等に適切に対処していく。

現在、国や地方公共団体が地方創生を進めており、大学に対しては、地元企業への就職率の向上が求められている。今後は、地元企業のニーズを把握し企業が求める人材の育成を行うとともに、地方自治体や企業との連携を強化することにより、地方創生のために大学として貢献できることを積極的に取り組んでいく。

4 根拠資料

- 6-1 宮崎公立大学学生支援基本方針
- 6-2 専門演習担当教員の学生相談ガイドライン
- 6-3 宮崎公立大学学生担任制要綱
- 6-4 学生担任制運用計画
- 6-5 退学願（様式）
- 6-6 休学願（様式）

- 6-7 平成27年度新2年生対象履修相談会について(QA付) (既出4(1)-11)
- 6-8 履修モデルについて(既出4(1)-10)
- 6-9 公立大学法人宮崎公立大学奨学金規程
- 6-10 MMU 奨学金事務取扱要綱
- 6-11 平成27年度発達障がい関連研修 参加実績
- 6-12 学生必携ハンドブック(マナー&防犯)
- 6-13 公立大学法人宮崎公立大学ハラスメントの防止・対策に関する規程
- 6-14 ハラスメント防止啓発ガイドライン
- 6-15 教職員と学生との飲酒に関するガイドライン
- 6-16 教職員と学生の連絡方法に関するガイドライン
- 6-17 ゼミ合宿等の実施に関するガイドライン
- 6-18 宮崎公立大学ハラスメントセルフチェックリスト
- 6-19 ハラスメント研修会 実施記録(既出3-15)
- 6-20 宮崎公立大学2015 大学案内(既出1-2)
- 6-21 宮崎公立大学講義計画書2015 現カリキュラム(既出4(1)-4)
- 6-22 就職活動支援事業スケジュール(前・後期)
- 6-23 卒業年次別就職状況および就職先業種一覧
- 6-24 平成27年度教員採用選考試験合格者数について(平成26年度実施分)
(ウェブサイト) <http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/teaching/2726.html>

第7章 教育研究等環境

1 現状説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では教育研究等環境の整備に関する方針は定めていないが、第2期中期目標において、施設整備の整備・活用等に関する目標を定めている。その目標を達成するための中期計画として、①計画的な施設設備の維持管理とユニバーサルデザインの視点に立った改修、②教育研究施設等の有効活用と環境に配慮した適正な管理の2つを定め、それに基づく年度計画により、毎年計画的に施設等の教育研究環境整備を実施している(資料7-13 第7-1)。

また、前中期目標期間繰越積立金充当事業計画として、第2期中期計画実施期間における施設・設備の整備計画を立案し、それに沿った形での整備を計画・実施している(資料7-14)。これは、第1期中期目標期間からの繰越積立金を財源とし、経年劣化や老朽化等を考慮したうえで6年間での優先度を設定し、計画的に施設・設備の入替・更新および修繕を行うものである。なお、その際の設備の入替・更新にあたっては、LED照明への入替等、選定条件として省エネルギーなどへ考慮しながら実施している。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学の校地・校舎に関しては、次の表のとおり大学設置基準上必要な面積を十分に満たしている。なお、体育館および運動場については、校舎敷地に隣接する校地に設けている。

校地・校舎			
校地面積 (㎡)	設置基準上必要 校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	設置基準上必要 校舎面積 (㎡)
101,489.0 ㎡	8,000.0 ㎡	14,182.0 ㎡	4,958.0 ㎡

施設の管理責任については、「公立大学法人宮崎公立大学施設管理規程」において、施設管理者を事務局長とし、適切に管理している(資料7-15)。

校舎の整備状況としては、大学設置基準第36条に校舎等施設として規定された講義・研究棟(情報処理および語学の学習のための施設含む)、福利厚生棟(食堂・売店など)、附属図書館、運動場、体育館、クラブハウス等を設置している。

地域社会への配慮としては、植栽管理業務の一環として大学周辺の公道の清掃を定期的に行っているほか、グラウンドやテニスコートを本学学生が使用しない週末に限り、地域の団体やチームに無償で貸出している。

障がい者への配慮については、身体に障がいを持つ学生が生活をスムーズに送れるよう専用駐車場、スロープ、手すり、身体障がい者用エレベーター、トイレ等の設備を学内の各所に整備している。また、固定式の椅子がある講義室においても、椅子を取り外すことにより、車椅子のままでも受講可能となっている。

施設・設備並びに備品などの維持・管理については、「公立大学法人宮崎公立大学会計規程」、「公立大学法人宮崎公立大学施設管理規程」に則り、適切に維持・管理を行っている（資料7-16）。

なお、第2期中期計画（第7-1①）「施設年次整備計画に基づき、学内施設の適正な維持管理を継続する」という計画に従い、毎年、施設・設備の点検を行い、有効活用および適切な管理に努めている。また、学内の一部の施設を学外者へ貸出しているが、その際には事前申請による許可制としている。

このほか、学友会が学生アンケートにより収集した、学内整備等に関する要望を聞き取る場を設け、提示された意見や要望については関係各課室において検討、対応を行っている。

防火・防災および危機管理については、基本となる「危機管理基本マニュアル」を作成し教職員に周知しているとともに、個別マニュアルである「防災マニュアル」「海外渡航危機管理マニュアル」「宮崎公立大学業務継続計画（BCP）」なども策定している（資料7-17～20）。また、教職員の安全や健康を確保するため、「公立大学法人宮崎公立大学職員安全衛生規程」を整備し、事業の実施を統括管理する者に事務局長を充てている（資料7-21）。また、衛生管理者による職場巡視を学内全域において行うなど、危険箇所を早めに発見し、教職員のみならず学生の安全確保にも努めている。なお、学内には警備員（委託）を配置し、日常の管理を行うとともに不測の事態に備えている。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

蔵書の整備については、「宮崎公立大学附属図書館資料収集方針」に基づいて、収集・保存・除却等を実施している（資料7-1）。資料の収集にあたっては、図書館司書による選定だけでなく、教員による選書や学生リクエストなどを取り入れ、各教員の専門性や、学生のニーズを反映し、適切な蔵書構成となるように努めている。

所蔵資料については、社会科学分野の資料が占める割合が高いものの、講義に直接的な関連の少ない分野（自然科学・芸術等）についても網羅的に収集し、幅広い知識・教養を持った人材育成の一助となるよう、整備を行っている（資料7-2）。

また、旧来の図書や雑誌といった紙媒体の資料に加え、新聞・雑誌記事データベース、学術論文データベース、百科事典データベース、電子ジャーナル（アーカイブ版）等、電子リソースの導入も段階的に進めている（資料7-3）。

図書館や読書への関心を深め、学生にとって魅力的な蔵書群を構築し、図書館利用を促進することを目的として、平成26年11月に第1回目となる「学生選書ツアー」を開催した（資料7-4）。参加学生には、事前説明会への参加、書店での選定の他、各自が選書した資料の紹介文やPOPの作成などを含めた展示作業にも中心的に関わってもらった。事後のアンケート結果等から、参加学生においては、当初設定した目的を概ね達成出来たと考えている。学生ニーズをダイレクトに反映できる取り組みであったことや学生同士の口コミ効果もあり、展示後の半年間、学生による選書資料の貸出が全貸出利用の約7%を占める結果となった。学生による選書資料119冊が、図書館内配架の貸出可能資料の内、1%にも満たない冊数であることを考えると、よく利用されたことがわかる（資料7-5）。

施設の整備状況については、研究講義棟に隣接した図書館情報センター1階に位置する大学の図書館は、総面積 1,224 m²、書架総延長 2.76 km であり、一般雑誌や国内外の新聞を配置した「ブラウジングホール」と、主に学術雑誌や図書資料を配置した「閲覧室」という2つのスペースから成る（資料 7-6）。その他、館外に、約 1.3 万冊を収容している書庫スペースがあり、平成 27 年 3 月末現在、学内全体で約 12.2 万冊の蔵書を保有している。

職員については、図書館スタッフ 4 名のうち、3 名が司書資格を有しており（H27 年 9 月現在）、図書館業務の根幹である「収集・保存・提供」を円滑に行うため、国立情報学研究所（NII）提供のセルフラーニング教材や、各種講習会の受講などにより、専門性の向上に努めている。

開館スケジュールについては、平日 9 時から 20 時までの通常開館に加え、定期試験時には、21 時までの延長開館、平成 22 年度からは、土曜日開館を段階的に実施し、学生や教員にとって、より利用しやすい環境づくりに努めている。また、平日には学外者も利用することができ、地域に開かれた大学図書館として、地域の方々の知的活動を支援出来るよう努めている。さらに、県内在住・在勤者については、利用者登録を行えば、館外貸出を利用することも可能となっている。

館内には、約 190 席の閲覧席、身障者用机 4 台、個室研究室 4 室、スツール 10 脚、視聴覚資料視聴席 7 席を設け、閲覧や学修・研究時の利用に供している。

蔵書検索については、オンライン上で行うことが可能であり、学内外から所蔵の有無、貸出状況等を確認することが出来る（資料 7-7）。加えて、教員・学生については、貸出中の資料に対する予約、図書購入依頼、図書館間相互貸借(ILL)の依頼等を同じくオンライン上から行うことが可能となっている。また、館内にも検索用端末 3 台を設置し、蔵書検索を始めとする前述のサービスを利用できるほか、学内アクセス限定の電子リソースを利用できるよう整備している（資料 7-8）。

NII の提供する総合目録データベースの共同運用およびそれに付随する自館の所蔵情報のアップロードを行い、他の教育研究機関との ILL をオンライン上で効率よく行える体制を随時整備している。

なお、学生に対する ILL サービスについて、開始当初は、文献複写依頼のみの取り扱いであったが、平成 23 年度より、現物貸借依頼の受付を開始し、さらに、平成 26 年度に、ILL サービスに係る費用の一部を大学が負担する取り組みを試行的に実施した。その結果、ILL サービス利用件数が増加、特に、文献複写依頼件数については、前年度の約 2 倍となるなど効果が上がってきたことから、平成 27 年度から、一部無料化の本格運用を実施している（資料 7-9）。

また、平成 26 年度から「宮崎公立大学学術情報リポジトリ」の運用を開始し、教員の研究成果である『宮崎公立大学人文学部紀要』を無償で公開することにより、社会に対する大学の説明責任を果たしている（資料 7-10）。

（４）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

教育研究施設は、多様な講義形式に対応できるように、大（200名以上収容、3部屋）、中（100名～200名収容、4部屋）、小（100名以下収容、8部屋）の講義室を、ゼミ教育

等に対応するために、13部屋の演習室を備えている（資料7-22）。また、部屋の規模に応じて、パソコン、プロジェクター、書画カメラ等の機器を設置している。

また、情報や語学等の科目の授業を支援するために、パソコンを常設したマルチメディア講義室（2部屋）およびマルチメディア自習室（1部屋）を備えるとともに、ノートパソコンやビデオカメラ、プロジェクター機材などの貸出用機材も備え、研究室や演習室、会議室などの場所での活用を支援している。また、学内ほぼ全域をカバーする無線 LAN を整備している。

教員の研究費については、教員研究費および学長裁量助成事業で構成している。教員研究費は、教員の職位に応じた定額単価による配分となっている。

学長裁量助成事業は学内の競争的研究資金であり、学会等開催助成、図書出版助成、自由提案型の3つに区分している（資料 7-23）。自由提案型では、本学の特徴を活かしつつ、公立大学として設立団体である宮崎市にとって有益性の高い研究を推進すべく、地域貢献、国際交流および宮崎市への経済的効果といった3要素のうち1つ以上を満たすことを応募要件としている。事業の採択については、学長が書類審査と必要に応じたヒアリングを実施することで決定する。これにより、本学として取り組むべき研究課題に対して、重点的な予算の配分を行っている（資料 7-24）。

教員の研究室については、専任教員に対して1室ずつ個室の研究室を提供すると共に、OA 機器、電話、机、椅子、書棚等の備品、冷暖房機器や学内 LAN 設備によるインターネット環境を整えている。また、非常勤講師については、講師控室等を確保することで教育研究環境を整えている。

併せて、教員の教育研究活動の支援を目的として、2つの制度を設けている。

まず、教員の学術研究・調査や執筆活動、博士号取得、出版等による研究成果の公表などの研究活動を支援するため、常勤の教員を対象とした研究支援年の制度を設けている（資料 7-25）。研究支援年の期間は、4月から翌年3月までの1年度となっており、研究支援年を適用する人数は、1年度に1名以内としている。適用を受けようとする者からの研究支援年研究活動計画書に基づき、研究支援年適用者選考審査会の審査報告を受けて、理事長が承認している。

そして、教員（常勤の教員のみ）が学内（学長の承認を受けた場合は学外でも可）において研究に専念することができる日として、研修日を設けている（資料 7-26）。研修日は、一週のうち、職員就業規則に規定する休日（振替後の休日を含む。）を除く月曜日又は金曜日のうちいずれか一日とし、セメスター毎の範囲内で、いずれかの曜日を指定するものであり、教員の届け出に基づき学長が承認している。

なお、本学は大学院を有しないため、TA・RAおよび技術スタッフ等の雇用はないが、教員の教育活動支援としてスチューデント・アシスタント（SA）の制度を設けている。平成 25 年度に「宮崎公立大学スチューデント・アシスタント制度要綱」を定め、平成 26 年度から授業支援に従事する学生を採用している（資料 7-27）。語学教育授業科目および情報教育授業科目においては、主に1、2年生の必修科目を中心にSAを配置し、授業の進行補助、受講学生からの質問対応およびアドバイス等、学生の学修支援の充実に努めている。また、受講者数の多い講義の授業支援に従事する学生を採用し、教員の出席管理業務

および授業進行の補助を行っている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、「公立大学法人宮崎公立大学教員倫理規程」において、法令等の遵守、守秘義務、ハラスメント行為の禁止について明確に規定しており、これに違反した場合又は疑わしい行為があった場合は、「宮崎公立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下、「防止規程」という。）」に規定された「調査委員会」によって調査され、違反が認定された場合は「公立大学法人宮崎公立大学職員懲戒規程」に基づき、適切な懲戒等の処分を行うこととしている（資料 7-28～30）。

また、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保するため、平成 26 年 3 月 16 日には、「宮崎公立大学における研究倫理に関するガイドライン（以下、「倫理ガイドライン」という。）」を制定し、研究者が研究現場において遵守すべき事項をより明確にするとともに、研究者が行う研究活動に対する監督責任など、最高管理責任者が行うべき事項についても明確にした（資料 7-31,7-32）。なお、防止規程には通報窓口の設置に関する規定があるものの、これまで運用実態が無かった。そのため、倫理ガイドラインの制定に合わせ、平成 27 年度に通報窓口の設置を行うとともに、学内外への周知を行った（資料 7-33）。また同年より、研究倫理に関する研修会を実施し、研究者自身の倫理感の向上を図った。以上のように、研究倫理を遵守するための必要な措置をとっている。

なお、本学は臨床研究などの生命に関する研究、DNA 関連、放射線技術等の研究を行う研究者は在籍しないため、研究者が立案する研究計画に対し、倫理的および科学的観点から審査を行う倫理委員会等の体制は整備していない。

2 点検・評価

●基準 7 の充足状況

十分な校地・校舎および施設・設備、教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備している。また、充当事業計画を定め、それに基づいた計画的な整備を進めていることから、同基準をおおむね満たしている。

①効果が上がっている事項

段階的に進めてきた学生に対する ILL サービスの拡充は、学生の学修・研究の促進につながり、平成 27 年度から、一部無料化の本格運用を実施している。

平成 26 年度から行っている学生選書ツアーの取り組みが、少なからず図書館の利用促進につながっていると考えている。

②改善すべき事項

大学生（若年層）の読書離れが叫ばれて久しいが、本学でも、その傾向にある。平成 16 年度と平成 26 年度の利用データを比較すると、1 日あたりの平均利用者数（来館者数）は、339 人から 162 人へ、学生 1 人あたりの貸出冊数は、23 冊から 11 冊へと 10 年間で半減しており、図書館利用（来館者数・貸出冊数）の減少への対応が必要である（資料 7-9）。

また、例年、寄贈や購入を合わせ年間 3,500 冊程度の図書の受入を行っている。前述し

たとおり、図書館内の書架総延長は、「2.76 km」であり、その収容可能冊数は、約 7.7 万冊が理想とされている（文部科学省実施「学術情報基盤実態調査」内の計算式[棚板 90cm あたり 25 冊収容]による）。それに対し、12.2 万冊ある本学蔵書の内、図書館内の所蔵冊数は 9 万冊を超え、書架の状況は、常に過密状態にある。随時整理を行っているものの、資料の保存上の問題に加え、利用者の円滑な利用の妨げともなっており、改善が必要である。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

平成 27 年度から本格運用となった学生に関する ILL サービスの一部無料化について、利用状況の検証を継続的に実施し、より実態に即したサービスを検討・実施していく。

並行して、ILL サービスの利用方法について、利用者教育を通じ、さらなる周知の徹底を図り、学生がそれぞれの学修・研究を進めていく上で、必要に応じて、ILL サービスを活用出来るよう適切な利用環境づくりに努める。

また、学生選書ツアーについては、学生からの要望もあり、平成 26 年度の初開催に引き続き、平成 27 年度についてもツアーを開催した。今後、参加学生に対する事後アンケートや展示後の貸出状況の検証などを行い、以降の実施の是非に関する検討や内容の改善に努めていきたい。また、図書館のさらなる利用促進を念頭に、学生と協働できるような効果的な取り組みについても、併せて検討していきたい。

②改善すべき事項

図書館利用の活性化につながる効果的な方策の 1 つとして、図書館とカリキュラムのより緊密な連携が有効であると考えている。

これまでも、履修登録時期に合わせたシラバス掲載資料の収集・展示、教育課程に沿った利用教育を実施し、利用者がそれぞれの学修段階に応じて、図書館を活用出来るように努めてきた。それに加え今後は、教員へのアンケートやヒアリングを実施し、具体的なニーズを把握することによって、より能動的な学修・教育研究支援が行える体制づくりを進めていく。

施設や書架の増設といったハード面の整備による解決は、短期的には困難であると考えられることから、これまでも行ってきた複本の除却に加え、所蔵の必要性を念頭に改版資料等の既存資料の精査を行うことも、現実的な方策の 1 つであると考えている。

それと同時に、費用対効果の議論も含めた電子ジャーナル導入の検討や、近年の大学における図書館利用の傾向および学修・研究スタイルの変化に合わせた図書館づくりを行うなど、限られた図書館スペースの効率的な活用に関する議論を重ねていく。

4. 根拠資料

《提出が義務付けられた資料》

*図書館・学術情報サービスに関する資料

7-1 宮崎公立大学附属図書館資料収集方針

7-2 蔵書数一覧

7-3 宮崎公立大学附属図書館（ウェブサイト）<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/library/>

- 7-4 学生選書ツアー概要 <参加者募集チラシ・開催報告> (ウェブサイト)
http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/library/27_21.html
- 7-5 学生選書利用状況
- 7-6 図書館利用案内
- 7-7 webOPAC (蔵書検索) (ウェブサイト)
<http://mmuopac.miyazaki-mu.ac.jp/webopac/catsre.do?system=1342056189089>
- 7-8 WEBサービス (ウェブサイト) <http://www.miyazaki-mu.ac.jp/library/>
- 7-9 図書館利用統計
- 7-10 宮崎公立大学 学術情報リポジトリ (ウェブサイト)
<https://miyazaki-mu.repo.nii.ac.jp/>
- 7-11 図書館広報紙 (ウェブサイト)
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/library/camellia.html>
- 7-12 パスファインダー (ウェブサイト)
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/library/pathfinder.html>

《その他の根拠資料》

- 7-13 公立大学法人宮崎公立大学第2期中期計画 (既出1-7)
- 7-14 公立大学法人宮崎公立大学 前中期目標期間繰越積立金充当事業計画
- 7-15 公立大学法人宮崎公立大学施設管理規程
- 7-16 公立大学法人宮崎公立大学会計規程
- 7-17 危機管理基本マニュアル
- 7-18 防災マニュアル
- 7-19 海外渡航危機管理マニュアル
- 7-20 宮崎公立大学業務継続計画 (BCP)
- 7-21 公立大学法人宮崎公立大学職員安全衛生規程
- 7-22 キャンパス案内 (ウェブサイト)
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/university/campusinfo.html>
- 7-23 宮崎公立大学学長裁量助成事業実施要綱
- 7-24 平成26年度学長裁量助成事業採択課題一覧
- 7-25 公立大学法人宮崎公立大学研究支援年実施要綱
- 7-26 宮崎公立大学教員の「研修日」の運用に関する取扱について
- 7-27 宮崎公立大学スチューデント・アシスタント制度要綱
- 7-28 公立大学法人宮崎公立大学教員倫理規程
- 7-29 宮崎公立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
- 7-30 公立大学法人宮崎公立大学職員懲戒規程
- 7-31 宮崎公立大学における研究倫理に関するガイドライン
- 7-32 宮崎公立大学における公的研究費の不正行為防止に係る責任体制
- 7-33 宮崎公立大学における公的研究費の運営・管理に関する相談及び通報窓口

第8章 社会連携・社会貢献

1 現状説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、「広く地域に開かれた大学として生涯学習の振興、産業経済の発展及び文化の向上に貢献する」という基本理念の下、地域研究センターにおいては、地域の生活や活動にかかわる様々な課題等に対して、教職員と学生が地元住民と協働して調査研究し、その結果を地域に還元し、地域の発展や活性化に寄与することを目標にしている。このような基本的考えに基づき、地域貢献を組織的に推進するために、「地域貢献推進に関する基本方針」を定めている（資料8-1）。また、本学は、「国際的な視野を持つ人間性豊かな人材の育成」を理念とし、相互理解に基づく平和で協調的な国際社会の構築を目指している。本学の取組みを地域と一体となって推進することによって、人文学部国際文化学科を主体とする地域に開かれた公立大学の使命を果たすと同時に、本学の理念を実現するため、「国際交流の基本方針」を定めている（資料8-2）。これらの理念を実現するため、本学の第2期中期計画で地域貢献・国際交流の目標をそれぞれに定めている（資料8-3 第3-1・2）。

宮崎公立大学 地域貢献推進に関する基本方針（抜粋）

- (1)地（知）の拠点として、教育機能を広く地域に開放する。
- (2)教職員・学生の幅広い知的・人的資源を活用し、地域社会に貢献する人材の育成を行う。
- (3)自由な発想に基づく創造的な研究を行い、その研究成果を地域社会に積極的に還元する。
- (4)各種機関団体と連携・協働して、活力ある地域づくりに積極的役割を果たす。
- (5)地域研究センターを地域貢献研究及び活動の拠点として位置づけ、連絡・調整機能の充実強化を図る。

宮崎公立大学 国際交流の基本方針（抜粋）

- (1)本学が掲げる人材育成目標を実現するために必要な異文化間の交流と理解を積極的に推進する。
- (2)広く世界から高い学習意欲と能力を有する学生を受け入れ、それぞれの地域で活躍し得る人材を育成する。特に、東アジアを重点地域とする。
- (3)学生を主体とする国際交流だけでなく、教職員による国際学術交流を促進する。
- (4)国際交流を通じ、広く地域に開かれた大学として生涯学習の振興、産業経済の発展および文化の向上に貢献する。
- (5)上記のことを達成するために教育研究基盤を強化するとともに、地域と連携して国際化のための体制整備を推進する。

産学官等との連携方針については、「地域貢献推進に関する基本方針」をウェブサイト上で公開するなど広く明示するとともに地域貢献研究および活動の拠点として設置した地域研究センターを中心に地域社会との連携や地域貢献を進めている。

また、国際交流を通じ、広く地域に開かれた大学として、生涯学習の振興、産業経済の発展および文化の向上に貢献することを含めた「国際交流に関する基本方針」を、ウェブサイト上で公開するなど広く明示するとともに、国際交流活動の拠点であるグローバルセンターを中心に宮崎市国際交流協会などの関係団体と連携を図りながら地域の国際交流の推進などの地域貢献に取り組んでいる。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学の教育研究の成果については、本学のウェブサイトにて学術情報リポジトリおよび研究情報として教員（研究者）一覧を公開し、本学の有する人財の利活用に供しているほか、各種主催講座を実施し、地域の小学生から高齢者まで幅広い年代の方々に対して、教員の研究成果の還元を積極的に行っている（資料 8-4,8-5）。そのうち、毎回統一テーマを定め、たとえば本学教員および外部講師がそのテーマに基づき、それぞれの専門分野から講義を行う「定期公開講座」については、平成5年の開学当初から地域住民を対象に毎年開講している（資料 8-6 P9）。平成27年度は『地域からリスクと文化を考える－戦争・犯罪・異文化理解・災害の観点から－』と題し、全5回（のべ307名参加）にわたり開催した（資料 8-7）。また、「語学講座」は、地域住民を対象とし、本学の学生・留学生・教員が講師となって語学の習得を目指す講座であり、平成27年度は全60回（中国語20回、韓国語20回、英語20回）実施し、のべ1,223名が受講した（資料 8-6 P31,8-7）。また、教員が各専門分野を活かして自主的に独自の企画で行う講座として、平成11年度から自主講座を開講している（資料 8-6 P19,8-7）。受講対象は中高生を含む地域住民と幅広く、情報や語学に関する内容で継続的に実施されているが、ここ数年、開講数が減少傾向にある。このほか、県内外の高等学校のニーズに対し、本学の教員が外向いて講義を実施する出前講座（平成26年度は12件）や、中学校に入る前の準備として、小学6年生を対象とした「楽しく学べる英語教室」を開講（平成26年度はのべ101名参加）している（資料 8-6 P27）。なお、これらの各種主催講座については、受講者アンケートなどから地域のニーズをくみ取り、次年度の講座へ反映するよう努めている。

外部資金を活用した教育研究の成果の発信としては、平成5年度から宮崎市学術振興財団助成金事業（現：宮崎市学術研究振興助成事業）を活用した研究発表会を毎年実施（平成26年度合計約220名参加）している（資料 8-8）。また、平成26年度には新たな取組として、科研費採択者を中心に、日本学術振興会の「ひらめき☆ときめきサイエンス（研究成果の社会還元・普及事業）」事業への応募を開始した。なお、平成26年度は1件（小学生のべ13名参加）、平成27年度は2件（小学生のべ45名参加）の採択を受けており、若年層への教育研究成果の発信強化へと努めている（資料 8-9～11）。

このほか、地域の方々に対する教育研究成果の還元と、生涯学習ニーズに応える目的により、本学の通常科目の一部を学生と共に受講できる開放授業制度を平成20年度から導入しており、平成27年度においては全34科目を開講し、のべ167名の参加があった（資

料8-7)。特に、平成26年度から開設している「自然災害と防災・減災」の講義においては、宮崎県内の大学としては初めて、本学がNPO法人日本防災士機構から防災士養成機関の認証を受け、本学学生にとどまらず、開放授業の受講者であっても、防災士試験の受験資格を得ることができるようになった(資料8-12 P155)。この講義の受講機会を広く地域住民の方々に提供することで、防災活動で活躍する防災士を育成し、地域の防災・減災力向上の一助としている。

企業との連携協力として、地元紙である宮崎日日新聞社との間で平成27年6月に「包括的連携協力に関する協定書」を結び、平成27年度からの講義「時事問題ガイド」に現役記者・編集者等を講師として派遣いただき、新聞を教材としたタイムリーな時事問題や地域の課題を考えさせる講義を開始した(資料8-12 P148, 8-13)。また、宮崎銀行と平成18年12月に締結した「連携協力に関する協定」にもとづき、平成19年度以降継続して、キャリア支援の一環として実施している「業界研究セミナー」への講師派遣等を受けている(資料8-6 P89, 8-14)。

他大学等との連携協力としては、学術交流協定および了解覚書を6カ国8大学(蘇州大学(中国)、蔚山大学校(韓国)、蔚山科学大学校(韓国)、ワイカト大学(ニュージーランド)、バンクーバーアイランド大学(カナダ)、スターリング大学(英国)、ハワイ大学マノア校IRC(労使関係センター)(米国)、ハワイ大学カピオラニ・コミュニティカレッジ(米国))と締結し、積極的に学生の相互派遣・受入を行っている(資料8-15)。特に、中国の蘇州大学・韓国の蔚山大学校および蔚山科学大学校との間で実施する1ヶ月間の短期留学は、例年、各国平均20名程度の学生を相互に派遣・受入し、語学力の向上、異文化体験を実施している(資料8-16)。また、平成27年度にハワイ大学マノアIRCと学術交流等協定を締結し、教員の国際的な学術交流の促進を図るとともに、学術交流協定の締結を記念し、日米国際シンポジウム“Life, politics and culture in the U.S.A. and Japan”「アメリカと日本における生活、政治、文化について語る」を開催した(資料8-17)。

学生向けの留学制度としては、公費私費を問わない留学中の授業料免除の実施や、公費派遣留学における奨学金助成および帰国後の単位認定など留学しやすい環境を整えている(資料8-18 第14条第1項第1号, 8-19, 8-20, 8-21 第31条・第38条第3項, 8-22 第10条第1項・第2項)。なお、公費の短期留学生の派遣および受入の際には、それぞれの大学の教職員が相互に帯同することによって情報交換を行いながら協定校との交流を深めている。

なお、平成26年4月からグローバルセンターを設置し、留学・語学学習支援部署の一本化、および、英語・中国語・韓国語を担当する専任講師を常駐させ、語学学習支援を強化するなど、既存事業の改革推進を行い、本学における国際交流事業の一層の活発化に向けて取り組んでいる。

また、県内の大学・短期大学10校と高等専門学校1校の計11校で組織する「高等教育コンソーシアム宮崎」に加盟し、単位互換、コーディネート科目、インターゼミナール、高校生を対象とした授業体験会等を実施している(資料8-23)。特に、コーディネート科目

「宮崎の郷土と文化」は、本学の交流センターにおいて実施し、平成27年度は89名の学生が受講している（資料8-24）。このように、コンソーシアム設立の趣旨である、県内高等教育全体の質的向上、地域の教育・学術研究の充実・発展に寄与するべく努めている。

行政との連携協力としては、設立団体である宮崎市との連携協力により、地域で活動する方を講師として招き講話を受けている。その講話の中から地域の課題を発見し、その実践的解決を模索する「基幹演習A・B」を実施している（資料8-12 P131）。本講義は、PBL（Project Based Learning）の手法を参考にし、講義を通してアカデミック・スキルや社会人基礎力等を身につけると共に、地域の課題を講義として取り上げることで、様々な地域から集まってきた学生に宮崎という地域について興味・関心を持って考えてもらうことが出来る内容としている。宮崎市とはその他にも、「キャリア設計」での本学卒業生の講師派遣や、宮崎市の外郭団体である宮崎市民活動センターや宮崎市社会福祉協議会から「ボランティア論」への講師の派遣を受けている（資料8-12 P166,P171）。

また、平成20年度から「英語学習アシスタント活動」を、平成21年度から「別室登校生徒への支援」を実施しており、それぞれ市内中学校を対象に学生を派遣しているほか、本学と宮崎市教育委員会の共催事業として、小学生や未就学児童を対象に、宮崎の文化、歴史、偉人などを綴った郷土かるたを活用した「ひむかかるた競技大会」を開催し、地域の知識や愛情を育む活動を展開している（資料8-6 P81）。

本学および教職員の地域交流については、地域社会への貢献といった観点から、県・市教育委員会等の要請を受け、県立図書館資料推薦委員や宮崎市社会教育委員等として、教員を派遣している。また、平成20年5月に宮崎商工会議所と「連携協力に関する協定」を締結し、「みやざき観光・文化検定」（平成20年度以降）について、会場提供や問題作成（教員）・採点（教員とゼミ生）の面で協力している（資料8-25）。また、宮崎市学術研究振興助成事業の助成により地域貢献研究事業を行っており、宮崎市の課題解決や新たな魅力の醸成について、地域住民の方々や地元組織の協力のもと積極的に推進している（資料8-6 P53）。特に、平成24年度には、民間企業、肢体不自由児者父母の会およびNPO法人みやざき教育支援協議会等との連携により災害弱者支援システムを開発し、中央西地域事務所（宮崎西地区交流センター）、近隣小学校、高校生ボランティアサークルの協力のもと、様々なイベントを開催することで、地域が一体となって地域の防災・減災に取り組む機会の提供（継続中）を行っている（資料8-26）。このほか、平成20年度から地域事業者や女性活動団体等と共同で布ナプキンを活用したリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研究を行っており、地域住民を対象とした妊娠・出産に関する正しい知識の獲得を目指した講演会やイベントを学内・学外において継続的に開催している（資料8-27）。この取り組みは、平成27年度宮崎県地域少子化対策強化事業として採択され、宮崎市内にとどまらず、県内全域での講演会・ワークショップ等を実施することにより、若い世代への妊娠・出産に関する啓発を一層推進する機会となった。

一方、学生の地域交流活動について、地域からボランティアの依頼があった際は、学務課において学内掲示板に掲載し、学生への周知を図っている。また、平成25年度には、学

生が安全にボランティア活動を行うための支援的取組として、ボランティアを募集する団体に対する実施基準等の検討を行った。この実施基準に基づく運用は、平成28年度から導入する予定である。また、宮崎市からの依頼に基づき、平成20年度から「宮崎市明るい選挙推進協議会常任委員」に学生を推薦するなど、本学学生の各種協議会等への参加を積極的に推進している（資料8-28 P27）。また、平成27年度より、スポーツ分野での社会貢献として、行政との連携・協働により、生涯スポーツ社会を実現するため、本学学生14名が「宮崎市スポーツ推進委員」として活動している（資料8-29）。このほか、部活動や学生独自による地域交流の取組として、赤十字や近隣保育園の協力のもと、学生が子育て中の家庭を訪れて育児補助を行う「学生保育サポーター」や、宮崎家庭裁判所等との連携活動の一環として、試験観察中の少年への学習援助等の活動を行っている「宮崎家庭・少年友の会学生ボランティア部」、宮崎市中心市街地の商店街等で本学学生が中心となってスタンプラリー等を行うイベント「ドマンナカクエスト（主催：Do まんなかモール委員会）」への参画など、地域の団体と積極的に交流を行っており、本学としても後援を行うなど、必要なサポートを行っている（資料8-28 P27,8-30 P2～5）。

そのほか、大学の施設の開放については、学内利用日以外の施設の有効活用として、スポーツ施設の開放や外国語能力試験・宮崎県教育職員免許法認定講習・日商簿記検定試験等、多数の会場提供を行っており、利用に関する所定の手続きについては、ウェブサイトに掲載して広く周知している（資料8-31）。そのうち、交流センターについては、地域交流の場として活用されている。

地域交流に関する業務の窓口としては、主に地域研究センターに職員を配置し、対応しているが、本学のシーズと地域のニーズのマッチングを行えるコーディネーター等の専門職員が不在である。効果的な地域交流をより一層推進するため、専門職員の配置について検討しているところである（資料8-3 第3-1③ア）。

国際交流事業への参加については、宮崎市国際交流協会が毎年実施している国際交流イベント「宮崎インターナショナルクリスマスマーケット」を平成26年度に初めて共催事業として学内で開催し、学生および留学生の参加を呼びかけるなど、国際交流活動の範囲を学内から市全体へと積極的に広げている（資料8-32）。このほか、留学生の小学校訪問や語学コンテストなど、地域住民を交えた国際交流の機会を積極的に展開しているほか、宮崎市および近郊に在住する市民によって構成される「宮崎公立大学ホストファミリー会」を組織し、短期留学生および公費受入留学生のホームステイ事業を年間3回実施している（資料8-33）。

2 点検・評価

●基準8の充足状況

社会との連携・協力に関する各種方針と、それを実現するための中期計画を定め実施しており、本学の教育研究の成果をさまざまな形で社会に還元している。また、学外組織との連携協力による教育研究にも少なからず取り組んでいることなどから、本基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

平成26年度業務実績の評価として、本学法人評価委員会からは『地域貢献、国際化に関する取組みの状況は目標項目の90%以上が達成できており「おおむね計画どおり」である』と評価されたように、基本方針に基づいた各種事業を積極的に展開しているほか、各種委員会の委員等へ教員が多数就任するなど良好であるといえる（資料8-34 P4）。

国際社会で活躍できる人材を育成するために、グローバルセンターを設置して学生の海外留学を積極的に推進している。

②改善すべき事項

今後、さらに社会的要請を受け止め、幅広い視野でその活動領域を教育機能と研究機能との一体化を図りながら、社会との連携をさらに深めていく必要がある。

3 将来に向けた発展方策**①効果が上がっている事項**

今後も地域と連携しながら、地域貢献および国際交流を着実に進めていく。また、地域の課題解決に向けた取組みをさらに強化していく。

各種主催講座については、今後も地域のニーズに即した講座を提供しながら、さらに受講者の増加に努める。

②改善すべき事項

地域の自治体、企業、団体、住民と積極的に連携し、より一層地域の問題解決につながる研究・事業の展開推進につなげていく。また、本学のシーズと地域のニーズのマッチングを行えるコーディネーター等の専門職員配置を検討していく。

4 根拠資料

8-1 宮崎公立大学地域貢献推進に関する基本方針

8-2 宮崎公立大学国際交流の基本方針

8-3 公立大学法人宮崎公立大学第2期中期計画（既出1-7）

8-4 宮崎公立大学 学術情報リポジトリ（ウェブサイト）（既出7-10）

8-5 研究者および外部資金獲得の状況（ウェブサイト）

<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/education/research.html>

8-6 公立大学法人宮崎公立大学地域研究センター 平成26年度年報7号

8-7 平成27年度生涯学習事業 実施実績

8-8 宮崎市学術研究振興助成事業 公開研究発表会実施報告

8-9 「ひらめき☆ときめきサイエンス」を実施しました！（平成26年度）

（ウェブサイト）http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/community/26_18.html

- 8-10 「ひらめき☆ときめきサイエンス（めざせ発音マスター!）」を開催しました！
（平成27年度）（ウェブサイト）
http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/education/post_176.html
- 8-11 「ひらめき☆ときめきサイエンス（自然と共に生きる）」を開催しました！
（平成27年度）（ウェブサイト）
http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/education/post_177.html
- 8-12 宮崎公立大学講義計画書2015 現カリキュラム（既出4(1)-4）
- 8-13 宮崎日日新聞社との包括的連携協力に関する協定を締結（ウェブサイト）
http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/university/post_164.html
- 8-14 宮崎銀行及び宮崎太陽銀行と連携協力に関する協定を締結（ウェブサイト）
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/community/20061221.html>
- 8-15 学術交流協定校・了解覚書締結校（ウェブサイト）
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/exchange/outline.html#ct02>
- 8-16 学生交流の概要と支援および交流状況（ウェブサイト）
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/exchange/student.html#ct01>
- 8-17 日米国際シンポジウムを開催しました。（ウェブサイト）
http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/exchange/post_209.html
- 8-18 公立大学法人宮崎公立大学授業料等の徴収等に関する規程
- 8-19 研修生派遣事業助成金交付要綱
- 8-20 派遣留学生奨学助成金支給要綱
- 8-21 宮崎公立大学学則（既出1-1）
- 8-22 宮崎公立大学学生海外留学に関する規程（既出4(3)-9）
- 8-23 高等教育コンソーシアム宮崎（ウェブサイト(外部)）
http://www.consortium-miyazaki.jp/01_aboutus/02.html
- 8-24 シラバス「宮崎の郷土と文化」
- 8-25 宮崎商工会議所との連携協力に関する協定を締結（ウェブサイト）
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/community/20080513.html>
- 8-26 災害弱者支援システムぴ～すけ活動概要
【ぴ～すけウェブサイト (<http://119psk.net/>)】
- 8-27 講演会&ワークショップ「知ろう、話そう、性のこと」チラシ
- 8-28 宮崎公立大学2015 大学案内（既出1-2）
- 8-29 「地域のスポーツ行事 公立大生がお手伝い」（ウェブサイト）
http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/media/post_196.html
- 8-30 MMU-SHiP vol.2
- 8-31 施設のご紹介と貸出手続きについて（ウェブサイト）
<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/community/center.html#ct05>
- 8-32 第6回宮崎インターナショナルクリスマスマーケットを開催しました！
（ウェブサイト）http://www.miyazaki-mu.ac.jp/info/exchange/6_3.html

- 8-33 宮崎公立大学ホストファミリー会規約・長期留学生（交換留学生及び私費留学生）のホストファミリーに関する取決めについて
- 8-34 公立大学法人宮崎公立大学平成26年度業務実績に関する評価結果（既出4(3)-14)

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

1 現状説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

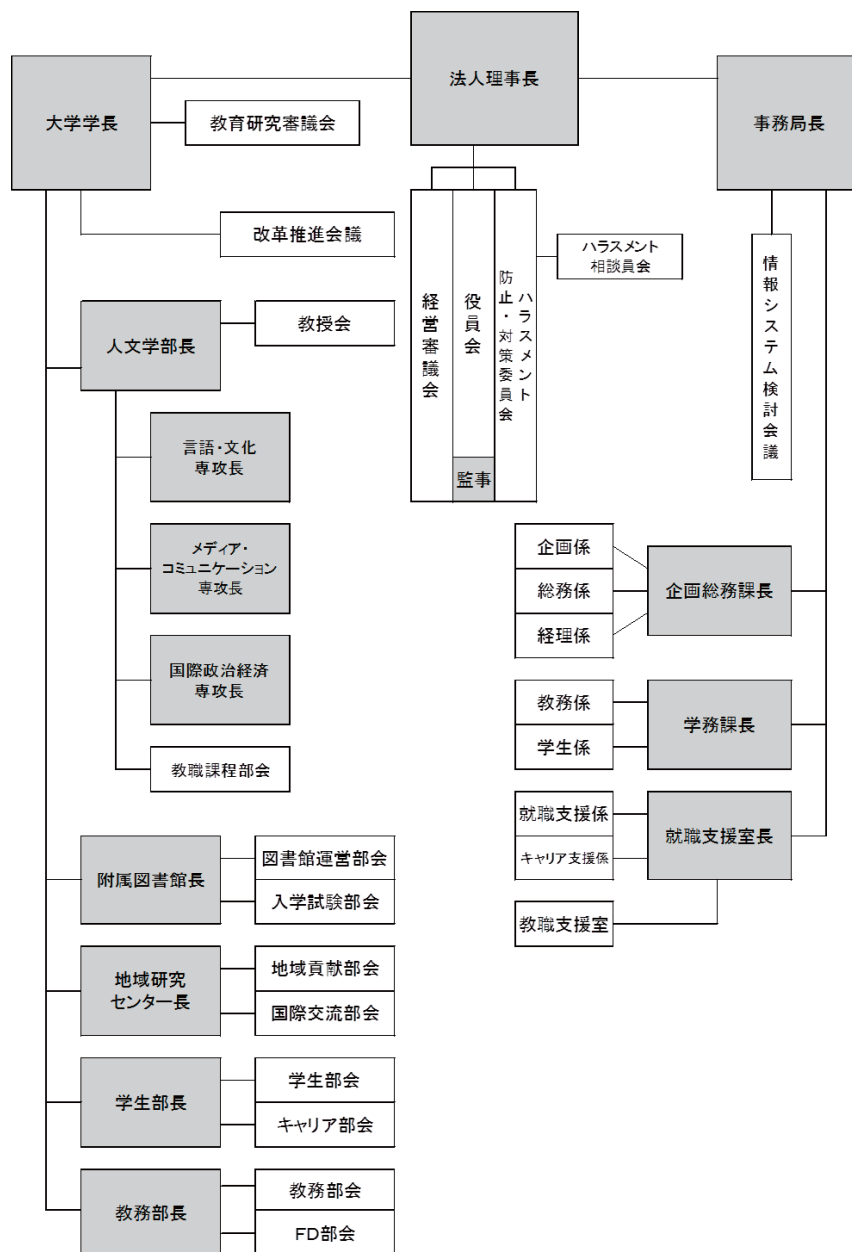
本学は、管理運営についての方針は定めていないが、本学が行う業務の範囲およびその方法を公立大学法人宮崎公立大学定款（以下、定款）第24条および、同25条に基づく公立大学法人宮崎公立大学業務方法書において規定している（資料9(1)-1,9(1)-6）。また、これらに基づく大学の具体的な業務の管理運営方法に関しては、法人の中期目標・中期計画とその年度計画によって示すことで、中・長期的な管理運営の方向性を定めている（資料9(1)-7,9(1)-8）。

第2期中期目標・中期計画は、平成21（2009）年に受審した、大学基準協会の認証評価の結果、および「宮崎公立大学の明日を考える懇話会」からの提言など、学外からの意見を踏まえた上で策定している（資料9(1)-9）。策定過程においては、「宮崎市と公立大学法人宮崎公立大学との連携推進会議」を設置し、設立団体との十分な協議のうえで案を作成した（資料9(1)-10）。その案は、学内審議機関である教育研究審議会、経営審議会、役員会の審議を経て、宮崎市公立大学法人評価委員会の議決を以って、設立団体に提出、承認を受けている（資料9(1)-11）。承認後は、書面にて学内供覧を行うと共に、ウェブサイトでの公表、教職員用グループウェア上への反映など、大学構成員が中期目標・中期計画・年度計画を複数の手段で確認できるような環境を整えている。

本学では、理事長と学長のツートップ体制をとっており、経営の責任を担う法人組織においては理事長が主導となり、役員会および経営審議会の議長としてこれを掌っており、教育研究の責任を担う教学組織においては学長が主導となり、教育研究審議会の議長としてこれを掌っている。いずれの権限・責任についても、定款および各委員会規程により明確に定め、運用している。また、理事長を法人運営のトップとし、副理事長を学長とすることによって、法人運営においても教学面の意見が反映できるような組織体系としている。

次に本学の組織図を示し、組織運営体制について記述する。

図1 平成27年度組織図



本学は、理事長直轄の議決・審議機関として役員会および経営審議会を、学長直轄の審議機関として教育研究審議会、改革推進会議を有している。併せて、その重要性および適切かつ迅速な対応の必要性に鑑み、ハラスメント防止・対策委員会を理事長直轄の組織として設置し、日頃からその防止対策に努めている（資料9(1)-12）。

まず、役員会は、法人の運営全般に関する重要事項を決定する機関とし、理事長、副理事長（学長）および、地方独立行政法人法第14条に基づき任命された3名の理事および2名の監事によって構成され、定款第17条に定めた事項の議決を行う（資料9(1)-13）。

経営審議会は、法人の経営に関する重要事項を審議する機関とし、理事長、副理事長（学長）、事務局長および4名の外部委員によって構成され、定款第20条に定めた事項の議決

を行う。外部委員は、民間企業や経営団体の役員等、経営に関しての有識者を任命すると共に、設立団体の大学担当部局長にも同委員を委嘱し、学外および設立団体からの意見も取り入れる仕組みを構築している（資料 9(1)-14）。

また、学長直轄の審議機関としては、教育研究審議会および改革推進会議を有している。

教育研究審議会は、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関とし、学長、学部長および附属図書館長、地域研究センター長、学生部長、教務部長の学内委員と3名の外部委員によって構成され、定款第 23 条に定めた事項の議決を行う。外部委員には、高等学校校長経験者等の教育に関しての有識者を委員として任命し、本学の行う教育研究に対して様々な見地からの意見を取り入れる機会としている（資料 9(1)-15）。

改革推進会議は、学長をトップとし、学部長および4部局長、事務局長、各課・室長をその構成員とし、法人および大学が抱える教育研究等に関する諸課題について迅速に検討し、その情報共有を行うことを目的としている（資料 9(1)-16）。そのため、教育研究審議会および経営審議会に先立って、全ての議事が検討または報告事項としてこの会議に提出され、検討・確認のうえで両審議会に提出するプロセスとなっている。また、平成 26 年度から自己点検・評価に関することもその掌握範囲とし、平成 27 年度からは理事長も同席し、この会議を中心とした全学的な PDCA サイクルの確立に努めている。

以上のとおり、法人および大学の意思決定は、定款および規程等により定められた機関により行われており、そのプロセスも明確であるといえる。

本学の教授会については、学則第 12 条第 2 項の規定に基づき、宮崎公立大学教授会規程として定めており、学部長を議長とし、全ての教授、准教授、常勤講師、助教および助手、並びに事務局の局長、参事および課長をもって組織している（資料 9(1)-17）。教授会の審議事項は上述の教授会規程に定められており、それに基づき適切かつ円滑な審議がなされている。なお、定められた審議事項の中でも、学生の入学、卒業および学位の授与、表彰、懲戒、除籍に関する事項は、平成 27 年 4 月 1 日施行の改正学校教育法に準拠し、別途、宮崎公立大学学則に定めるところにより、教授会の審議の報告を受けて学長が行うこととしている（資料 9(1)-18）。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

法人化後、学則のほか、組織、附属機関、処務、会計・財務、人事・給与、教務・学生の分類に基づき規程を整備し、法令と規程に準拠して大学は管理運営されている。

理事長の権限を定款に、学長の権限を学則に規定するとともに、学長の職務代理者を学部長と定め、それぞれの権限と責任を明確にしている。

学長の選考にあたっては、法人に公立大学法人宮崎公立大学学長選考会議（以下、「選考会議」）が置かれる（資料 9(1)-2）。選考会議の委員は、経営審議会において選出された者 3 名、および教育研究審議会において選出された者 3 名の、計 6 名から構成される。学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

学長の選考の基準は、公立大学法人宮崎公立大学学長選考規程に規定されている（資料 9(1)-3 第 3 条）。

学長候補者の推薦は、経営審議会および教育研究審議会の推薦（各2名以内）又は宮崎公立大学の専任教員（教授、准教授、講師および助教）5名以上の推薦人の連名による推薦が学長選考規程第4条に規定されている。

学長の任期は、学長選考規程第6条により、4年とし、1回に限り再任されることができ、ただし、再任の場合の任期は2年となる。

学部長は、学部長の選考等に関する規程により、宮崎公立大学の教授（教授予定者を含む。）のうちから学長が選考し理事長へ推薦を行い、理事長は学長からの推薦に基づき学部長を任命することとなっている（資料9(1)-19）。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織は、公立大学法人宮崎公立大学の事務組織に関する規程に定めるとおり、2課1室（企画総務課・学務課・就職支援室）から組織され、企画総務課に3係（企画係・経理係・総務係）、学務課に2係（学生係・教務係）、就職支援室に2係（就職支援係・キャリア支援係）を置いている（資料9(1)-20 第2条第2項）。また、事務組織とは別に、就職支援室の管轄として、学生からのニーズが高い教職指導の充実を目的とした「教職支援室」を設置し、第2種非常勤講師1名（県立学校長等経験者）を置き、教員志望の学生への採用試験等の指導を行っている。

配置されている正職員は、事務局長以下23名であり、そのうち法人採用のプロパー職員が14名、宮崎市からの派遣職員が9名となっている（平成27年5月1日現在）。また、正職員以外で業務の特性等を鑑み、任期付職員10名を配置しており、職員総数は33名となっている。

適宜、業務調整および人員配置の変更等に合わせて、嘱託職員・臨時職員の配置を行っており、おおむね適切な人員配置が行われている。

事務機能については、適宜見直し、必要に合わせて改善を行っている。直近では、国際交流の活性化を目的とした、新たな学術交流協定の締結（平成25年：英国・スターリング大学、平成27年：米国・ハワイ大学マノア校IRC、ハワイ大学カピオラニ・コミュニティカレッジ）に伴い、長期・短期の交換留学の受入・派遣を担当し負担が急増していた国際交流担当部署と、従前より語学学習支援、私費留学の情報提供等を行っていたCALL事務室とを「グローバルセンター」とし、その機能を統合した。このことで、留学に関する相談・情報提供の窓口の一元化が行われると共に、組織化に伴って採用した語学担当専任講師とグローバルセンタースタッフの連携により、語学学習サポートの強化にもつながっている。

職員の採用・昇格等については、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則において、基本的な事項を定め、運用している。また、法人化以降から継続的にプロパー職員の採用を実施しており、平成27年度4月現在の設立団体派遣職員との比率は6：4（プロパー：14名／派遣：9名）となっており、順次、プロパー比率を高めつつ、大学業務に精通した職員の育成を行っている。さらに、平成26年度には新たなプロパー職員採用計画を策定し、平成27年度以降はそれに基づき順次採用を行っている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

職員の職務目標の達成度や職務遂行能力等を判定することにより、職員一人ひとりの資質の向上、ひいては組織の目標達成のために、人事考課制度を導入している。

これは、すべての設立団体派遣職員、プロパー職員が対象となり、当該年度の業務と業務に対する目標および達成度を定めた人事考課表を作成している。この人事考課表は上司に提出され、その後、この人事考課表を基に、上司職員は、対象者と面談を行う。この面談においては、対象者、上司双方が業務の進捗状況や業務遂行上の課題について、共通の認識を持つことを重視している。その後、上司職員は、対象者の業務成果と能力、職務態度を評価するとともに、対象者に対する助言・指導を含め総合的な所見を記載し、さらに上位の管理職員へ提出している。最終的に、考課表の評価内容は、考課者と被考課者が共有し、共通認識を持つことによって、業務改善や能力向上に役立てることとしている。

また、評価内容は対象者の指導、適材適所への人事異動、役職への任用等に活用しており、今後も本制度の適切な運用に努めていく。

事務職員の資質向上を図るため、学内の研修の他、公立大学協会や宮崎県市町村振興協会等が主催する研修について積極的に職員を出席させ、職務に必要な知識および技能を高めるとともに、資質の向上を図っている（資料9(1)-21）。

学内の研修として、事務職員全員を対象としてSD（スタッフ・ディベロップメント）研修を実施しているほか、情報セキュリティ研修やハラスメント研修では外部講師を招き、専門性の高い研修を実施している。

学外の研修として、公立大学協会が主催する公立大学職員セミナーや公立大学法人会計セミナーに職員を出席させ、高等教育の全体像や公立大学職員として求められる資質、知識を修得させることで職員の能力開発に努めている。宮崎県市町村振興協会が主催する研修としては、階層別研修や自己啓発支援など、各職員の能力にあった研修に職員を出席させることで、高い専門性を備え、企画立案能力と行動力を持った人材の育成に努めている。

また、事務職員の広報スキル向上の一環として、平成 23 年度から、大学広報誌『MMU-SHiP』の作成を行っている（資料 9(1)-22）。この広報誌は、企画・取材・執筆・デザインまでの全てを学生記者と職員との協働で行っており、在学生の目線から選ぶ、本学の身近でタイムリーな情報を掲載し、「本学らしさ＝MMU-SHiP」をより身近に感じてもらうことのできる冊子を目指している。もちろん、本学を広く広報するという要素も兼ね備えている。本業務は学生と職員が業務を共に行うことで、職員の広報スキルの向上とともに、学生への広報誌の作成（企画立案・取材交渉・誌面デザイン等）についての一種の社会経験を提供する機会ともなっている。

2 点検・評価

●基準9（(1) 管理運営）の充足状況

管理運営の方向性や規程等を明確に定め、それらに基づいて大学運営を実施している。

また、計画的な職員採用により、適宜、事務組織の整備を行い、研修等により配置された事務職員の資質の向上のための方策も適切に講じていることから、同基準をおおむね満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

事務職員の能力開発研修や、階層別研修、自己啓発支援など各職員の能力にあった研修の実施は、意欲や資質の向上につながっていると考えている。

また、『MMU-SHiP』の作成は、職員の広報スキル向上、広報意識の醸成の一助となっている。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

事務職員の意欲・資質向上のため、学外の研修、特に公立大学協会や宮崎県市町村振興協会の実施する研修へ事務職員を積極的に派遣していく。

継続して『MMU-SHiP』を作成し、職員ひとりひとりの広報意識の醸成に努めていく。

4 根拠資料

《提出が義務付けられている資料》

*寄付行為

9(1)－1 公立大学法人宮崎公立大学定款

*学長選出・罷免関連規程

9(1)－2 公立大学法人宮崎公立大学学長選考会議規程

9(1)－3 公立大学法人宮崎公立大学学長選考規程

*役員名簿

9(1)－4 役員名簿（ウェブサイト）

<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/university/organization.html>

*業務実績報告書

9(1)－5 平成26年度業務実績報告書（既出3－16）

《その他の根拠資料》

9(1)－6 公立大学法人宮崎公立大学業務方法書

9(1)－7 公立大学法人宮崎公立大学第2期中期計画（既出1－7）

9(1)－8 公立大学法人宮崎公立大学 年度計画（第2期分：平成25～27年度）

9(1)－9 「明日の公立大学のために（提言）」（既出2－13）

9(1)－10 宮崎市と公立大学法人宮崎公立大学の連携推進会議設置要綱

9(1)－11 宮崎市公立大学法人評価委員会条例

9(1)－12 公立大学法人宮崎公立大学ハラスメントの防止・対策に関する規程
（既出6－13）

9(1)－13 公立大学法人宮崎公立大学役員会規程（既出2－18）

9(1)－14 公立大学法人宮崎公立大学経営審議会規程（既出2－19）

9(1)－15 公立大学法人宮崎公立大学教育研究審議会規程（既出2－20）

9(1)－16 公立大学法人宮崎公立大学改革推進会議規程（既出1－8）

9(1)－17 宮崎公立大学教授会規程（既出3－2）

9(1)－18 宮崎公立大学学則（既出1－1）

9(1)－19 宮崎公立大学学部長の選考等に関する規程

- 9(1)-20 公立大学法人宮崎公立大学の事務組織に関する規程
- 9(1)-21 平成27年度教職員研修一覧
- 9(1)-22 MMU-SHiP Vol. 7

第9章 管理運営・財務

(2) 財務

1 現状説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

中期的な財政計画として、本法人の第2期中期計画の中で、平成25年度から平成30年度までの予算、収支計画および資金計画を策定している。また、第2期中期計画に定める財務内容の改善に関する計画として、「資産の効果的かつ効率的な活用を通じた適切な運用管理」、「自己収入の安定的な確保と外部資金の積極的な獲得」の2つを掲げている（資料9(2)-4 第5-1②・第5-2）。

年度毎の当初予算額については、平成23年度以降、10億円台で推移しているが、財政基盤の安定化を図るうえでは、収入全体の9割以上を占める運営費交付金および学生納付金収入を確実かつ安定的に確保することが必要不可欠である（資料9(2)-5）。

運営費交付金については、第2期中期目標期間において、設立団体である宮崎市との間で取り決めたルールにより算定した額の交付を受けている。運営費交付金の算定にあたり、人件費、臨時的経費および施設整備費については、毎年度所要額の積み上げ方式としている。また、退職手当については、年度間の変動が大きいため、所要額を特別運営費交付金として、交付を受けている。経常経費については、第2期中期計画期間の前年度である平成24年度の当初予算をベースとして、前年度比1%を効率化係数として毎年度削減するよう設立団体から求められている。そのため、常に事業の見直しを行うとともに、大学運営のより一層の効率化に努めている。

一方、検定料、入学金、授業料などの学生納付金収入については、予算ベースで5億円を超えており、年度間で大きな増減はなく安定的に推移している。

なお、毎年度総利益の一部については、次年度以降における教育研究の質の向上および組織運営の改善のため、教育研究推進・施設設備等整備積立金（目的積立金）として充てることが認められている。平成26年度においては、約3,000万円の当期総利益が生じたところであり、このうち約1,700万円については、平成27年度以降における教育研究推進・施設設備等整備積立金として、地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づく設立団体の長である宮崎市長の承認を受けている（資料9(2)-2）。

外部資金については、受入実績として科学研究費補助金、寄附金、受託研究費等などがあり、中期計画に掲げた目標の年平均を上回るペースで外部資金を獲得している（資料9(2)-6）。

外部資金については、受入実績として科学研究費、助成金、受託研究費等があるが、実験や開発に携わる教員が少ないことから、主に基盤的研究費である科学研究費および宮崎市学術研究振興助成事業の2つに絞られる（資料9(2)-7）。

科学研究費については、公募要領説明会の開催や、担当職員による申請書類作成の補助を積極的に行っているものの、全学的な動機付けを行うには至っておらず、代表者としての申請・採択件数の増加は図られていない（資料9(2)-8）。また、分担者としての申請・採

採択件数は増加しているが、採択額の増加にはつながっていない。

宮崎市学術研究振興助成事業については、平成26年度まで安定的な助成金の獲得ができていたが、平成27年度に当該事業の予算が縮小されたことから、採択件数・獲得額共に減少している（資料9(2)-9）。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成は、「公立大学法人宮崎公立大学会計規程」および「公立大学法人宮崎公立大学予算規程」に基づき行っている（資料9(2)-10,9(2)-11）。

予算の編成手順は、理事長が中期計画、年度計画に沿った予算編成方針をあらかじめ作成し、各担当部署がこの方針に沿った予算原案を作成する（資料9(2)-12）。予算原案に対し、予算責任者（事務局長）が過年度の予算執行状況や見積額の精査、中期計画や年度計画の進捗状況に応じた事業の必要性などの検討・確認を含め、査定を行う。査定後の予算原案は、法人事務局で取りまとめを行い、理事長へ提出する。この予算原案をもとに、理事長が予算編成方針と照合しながら、予算案を作成する。その後、予算案は年度末に開催される経営審議会および役員会での審議を経て、決定している。なお、経営審議会の委員7名のうち4名と監事2名は外部有識者で構成しており、法人外部の専門家の意見を積極的に取り入れるとともに、透明性を確保している。

成立した予算は、財務会計システムへ登録している。学内LANを介してシステムに接続することで、各担当部署においても関係予算の執行状況の閲覧が可能であり、これにより予算執行管理も行っている。なお、各教員へ配分された研究費の執行管理は、それぞれの教員が行っているが、物品の発注や納品検収等については担当職員が行い、内部統制が保たれている。

予算の執行は、原則として事前伺いとしており、各担当部署は予算を確認したうえで伺い書を作成し、「公立大学法人宮崎公立大学会計処理規程」に定めた決裁区分に応じて、役職者が決裁を行っている（資料9(2)-13）。

また、第2期中期計画に定める予算編成および予算執行に関する計画として、「事務の効率化・合理化による財政運営の見直し」（第5-1①）を定めている。平成26年度には、会計処理マニュアルを作成配布し、周知のための研修を行い、平成27年度には、予算研修を行っている（資料9(2)-14）。

内部監査については、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、法人の業務について監事が行う監査等に関し、「公立大学法人宮崎公立大学監事監査規程」を定め、前述の監事2名による業務および会計に関する監査を受けている（資料9(2)-15）。業務監査は年度計画の進捗状況や法人規程の整備状況等について、会計監査は財務諸表および決算報告書等の適法性および妥当性について、検証が行われる。現金預金監査については、監事により年1回の期中監査と、5月頃の期末監査が実施される。期末監査においては、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書などからなる財務諸表や決算報告書に対する監査とあわせて、現金残高の実査や取引のある金融機関に対する預金残高の確認、債権者に対する未払金の残高確認なども実施されており、客観性の高い決算監査となっている（資料9(2)-11）。

加えて、本学は、地方独立行政法人法第35条の規定による会計監査人の監査基準（資本

金額 100 億円以上) に該当しないため、会計監査人の監査を受ける義務はないが、大学独自の取り組みとして、監査法人に会計支援業務を委託し、会計監査人監査に準ずる形で指導を受けている。監査法人による指導は、本学の会計処理が地方独立行政法人会計基準どおりの適正な処理であるか、かつ、公立大学法人会計として適正な処理であるかを確認しながら行われ、その指導や助言に沿った予算の執行や財務諸表等の作成を行っている。

また、法人設立の際、宮崎市から土地および建物の出資を受けていることや、運営費交付金の交付を毎年度受けていることから、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく、宮崎市の監査委員による「財政援助団体等監査」を平成 25 年度に受けている。

2 点検・評価

●基準 9 ((2) 財務) の充足状況

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しており、予算についても適切に執行していることから、同基準をおおむね満たしている。

①効果が上がっている事項

運営費交付金については、中期計画を遂行する上で経費削減を行っているが、毎年度総利益を確保しており健全な財政運営ができています。

外部資金のうち、寄附金については、平成 26 年度から開始した保護者説明会の案内にチラシ等を同封するなど、対象を保護者や卒業生等に絞った広報に努めることにより、前年度比の 50 倍以上となる約 255 万円の寄附を集めることができた。

②改善すべき事項

外部資金獲得に向けた全学的な動機付けを行えておらず、申請・採択件数および獲得金額の増加が図られていない。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

安定的に組織を運営していくためには、経営基盤の強化が必要であることから、外部資金については引き続き積極的な獲得を推進していく。

外部資金のうち、寄附金については、平成 27 年度末に新たな寄附の手法（古本の寄附による募金）を導入し、平成 28 年度から本格的に稼働予定であり、さらなる外部資金の獲得が期待される。

②改善すべき事項

外部資金獲得に向け、学長や部局長からの動機づけを積極的に行う。また、獲得した教員に対するインセンティブ制度を設けるなど、新たな手法の導入を検討していく。

4 根拠資料

《提出が義務付けられた資料》

*財務関連書類

9(2)-1 財務諸表（平成 22～27 年度）

9(2)-2 決算報告書（平成 22～27 年度）

*監事監査報告書

9(2)-3 監事監査報告書（平成 22～27 年度）

《その他の根拠資料》

9(2)-4 公立大学法人宮崎公立大学第2期中期計画（既出1-7）

9(2)-5 宮崎公立大学 当初予算額・決算額の推移（平成 20～27 年度）

9(2)-6 宮崎公立大学における外部資金受入実績（平成 25～27 年度）

9(2)-7 宮崎市学術研究振興助成金交付要綱

9(2)-8 宮崎公立大学における科学研究費助成事業採択状況一覧

9(2)-9 宮崎市学術研究振興助成事業採択状況一覧（平成 26・27 年度分）

9(2)-10 公立大学法人宮崎公立大学会計規程（既出7-16）

9(2)-11 公立大学法人宮崎公立大学予算規程

9(2)-12 平成 27 年度予算編成方針について（通知）

9(2)-13 公立大学法人宮崎公立大学会計処理規程

9(2)-14 公立大学法人宮崎公立大学 会計処理マニュアル

9(2)-15 公立大学法人宮崎公立大学監事監査規程

第10章 内部質保証

1 現状説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、教育研究水準の向上など大学の目的および社会的使命を達成するため、学則において自己点検・評価を行うことを定めており、「評価部会」を中心として、自己点検・評価を実施してきた（資料 10-1,10-4 第 58 条）。平成 26 年度からは、理事長、学長、以下部局長が一堂に会す改革推進会議にその所管を移行し、より円滑に管理者内で情報共有を行うとともに、年度計画の進捗を厳格に管理する体制を整えている（資料 10-2）。

認証評価については、平成 21 年度に大学基準協会の認証評価を受審し、「適合」の判定を受けている。その評価結果および自己点検・評価報告書は、大学ウェブサイトにて公表している（資料 10-5）。

また、地方独立行政法人法に基づき設立団体の長（宮崎市長）が定めた中期目標を達成するため、大学において中期計画および年度計画を定めている。その計画遂行については、上述の改革推進会議を中心とし、会議内で半期ごと（10 月：進捗状況報告、3 月：実績報告）に理事長・学長ヒアリングを行い、計画の進捗状況を理事長・学長から各部局長までが共有しながら管理を行っている。計画遂行の結果は、毎年、業務実績報告書として取りまとめ、地方独立行政法人法に基づき設立団体の長が設置した、宮崎市公立大学法人評価委員会により、外部評価を受けている（資料 10-6,10-7）。また、その結果は大学ウェブサイトにて公表すると共に、設立団体の議会にも報告している。

本学では、学校教育法施行規則第 172 条第 2 項に基づく教育研究活動等の状況について、ウェブサイトにて公表している（資料 10-3 教育情報）。また、教職員に対しても、平成 25 年度より学生数や留学者数、卒業生の就職状況等の数字データを集めた「数字情報データベース」を作成し、学内グループウェアに情報を掲載し、いつでも閲覧可能な環境を整えている（資料 10-8）。

法人情報の公開については、「公立大学法人宮崎公立大学における情報公開に関する規程」を定め、その中で法人が管理する法人文書における公開の請求および情報公開の取扱い等については、「宮崎市情報公開条例」および「宮崎市情報公開条例施行規則」に準じた対応を行っている（資料 10-9）。

この情報公開制度の概要は次のとおりである。

- ・ 公開請求者から法人に対し、公開請求書により法人文書の公開請求があった場合は、公開請求があった日から起算して原則15日以内に公開又は非公開の決定をしなければならない。
- ・ ここでの公開請求者とは、「宮崎市情報公開条例」に基づき、市内に住所を有する者の他、市内に勤務・通学する者などが対象となる。

・なお、個人情報、法人その他の団体に関する情報又は個人の当該事業に関する情報で公にすることにより、人の生命や健康、社会的な地位の保護、犯罪の予防や捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報など、非公開情報が記録されている場合を除いて、当該文書を公開しなければならない。

個人情報の開示については、「宮崎市個人情報保護条例」に定める実施機関と位置づけられているため、法人としては同条例に基づき対応を行っている（資料10-10 第2条第1項第2号）。宮崎市の個人情報の開示請求窓口である市民情報センターに法人に関する個人情報の開示請求があった場合は、速やかに事案が移送され、法人において開示決定等を行うこととなっている。なお、平成26年度の実績について、情報公開制度は請求2件に対し開示1件、部分開示1件の合計2件、個人情報保護制度は請求1件に対し開示1件となっている。

このほか、本学が保有する入学者選抜に係る情報の公開および開示に関しては、「宮崎公立大学 入試情報公開・開示取扱要綱」を定め、対応を行っており、平成27年度の実績は請求18件に対し開示18件となっている（資料10-11）。この制度の受験生に対する周知については、学生募集要項およびウェブサイトに記載することにより行っている。

（2）内部質保証に関するシステムを整備しているか

本学では、内部質保証に関する方針は定めていないが、法人化第1期より、中期目標の一つとして、自己点検・評価に関する項目が定められており、その達成のための中期計画および年度計画を中心として自己点検・評価機能の充実を図ってきた。

法人化第2期に際しては、新たな中期目標およびそれに基づく中期計画の策定について、設立団体である宮崎市との連携推進会議を設置し、十分な協議のうえで第2期中期目標が策定され、それに基づく中期計画を策定した（資料10-12）。その中では、自己点検・評価および情報公開・提供に関する目標を達成するための具体的方策として、PDCA サイクルを確立するための方策を計画として定め、それを基に内部質保証に向けた取組みを行っている。

本学における組織的な内部質保証の手続きは、以下のとおり法人評価・認証評価それぞれで明確化している。

まず、法人評価の年度計画についての進捗管理は、半期が終了した9月末までの実績を中間報告として取りまとめ、改革推進会議において担当部局長からのヒアリングを実施し、遅れや修正が必要な項目に対しての重点管理を徹底すると共に、管理職間での情報共有を行い全学的な計画実施に努めている。また、年度末には年度ごとの計画に対する実績を、業務実績報告書として取りまとめ、教学面については教育研究審議会に、経営面に関しては経営審議会に付議し、役員会を経て、学内外の委員からの意見集約のもとに自己評価を行っている。その自己評価結果は、設立団体の長である宮崎市長が設置した宮崎市公立大学法人評価委員会に提出し、外部有識者による評価を受けている。

認証評価については、2016（平成28）年度受審にあたって、改革推進会議の構成員を中心とした認証評価事務局を設置し、学内における作業分担の振り分けおよび取りまとめ、その精査を行っている。自己点検・評価報告書は、各担当部署で作成することによって詳

細な自己点検とそれに伴う評価を実施できると共に、その最終点検を改革推進会議で行うことによって、法人評価の際に実施する年度計画の自己点検・評価を元にした円滑な自己評価が実施できている。

内部質保証に関する組織体制として、開学当初から自己評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施してきた。その後は、FD制度の充実のために、FD評価委員会を設置し、その中で自己点検・評価を実施していたが、平成19年度の法人化を機に、大学における自己点検・評価機能をより充実させるため、その組織を、FD部会と評価部会に分離して設置することとした。

評価部会は、企画総務課企画係を統括部署とし、学部長、事務局長、学務・企画総務両課長および学長が指名した教員、事務局長が指名した職員によって構成されていた。主な所掌事務として、学校教育法に定める認証評価および地方独立行政法人法に定める法人評価の2つを統括していた。

平成26年度からは、より迅速かつ厳格な計画の進捗管理の実施と、管理職間での情報共有を目的として、自己評価に関する事項を理事長、学長、各部局長が一堂に会す、改革推進会議で掌握することとした。以上により、時節に合わせて組織体制の見直しを行いながら、継続的に自己点検・評価を適した形で実施できる体制を整備している。

本学では、平成26年4月より改革推進会議を中心として法人計画の管理を行うと共に、認証評価に係る自己点検・評価報告書の作成管理を行うこととしている。

法人計画については、第1期中期計画期間中の平成24年度は、当時の自己点検・評価を所管していた評価部会において計画担当部局長との中間ヒアリング（10月頃）および実績ヒアリング（4月中旬以降～5月）を実施し、その後、外部委員を含む学内会議（教育研究審議会、経営審議会、役員会）の議を経て、設立団体の設置する評価委員会において評価を受けていた。その際は、評価部会の構成員および当該計画担当部局しか、計画の進捗状況およびその評価を把握できておらず、大学全体での計画実施がうまく機能していないところもあった。

平成25年度の第2期開始以降は、第1期では当該年度終了後に実施していた実績ヒアリングを年度内である3月中に実施することに変更した。これにより、年度内に該年度の計画実施状況を振り返ることで、翌年度の実施に向けて自己評価からの改善策の策定への流れをつくることのできるようになった。

また、平成26年度からは各部局ごとではなく、部局長および管理職が集まる改革推進会議で中間ヒアリングおよび実績ヒアリングを行うことによって、担当部局以外の計画の実施状況や内容の情報共有ができるようになり、全学的な計画の進捗管理、評価、改善方策の策定への流れを作ることができた。

認証評価についても、情報共有を行いながら全学的な形で自己点検を行うと共に、得られた評価に対する改善を行うサイクルについても、同様に整えることができている。

本学では、年度初めに法人規程集の紙媒体を全教職員宛に配布すると共に、グループウェア内から規程を検索・閲覧・保存できる仕組みを構築している。これによって、関係者

がいつでも規程等を確認できる環境を整え、各種法令に基づく判断、業務遂行を心がけている。

コンプライアンス意識の徹底については、定期的に服務規律の確保等について全教職員宛にメールにて通知し、コンプライアンスの徹底を図ると共に、学内外で行われる研修への参加を積極的に推進し、職業倫理の浸透を促している。

また、情報セキュリティに関しては、公立大学法人宮崎公立大学情報システム運用基本規程、宮崎公立大学情報システム管理規程、宮崎公立大学情報システム利用規程の3つにより、厳格に管理されており、新システム等の導入や更新にあたっては常に利便性とセキュリティの両面を考慮しながら選定を行っている（資料10-13,10-14,10-15）。併せて、学生については、平成27年度から配布を開始した「学生必携ハンドブック」内に情報セキュリティについての項目を盛り込み、情報セキュリティや個人情報の保護について周知すると共に、学生対象、教職員対象の情報セキュリティ研修会をそれぞれ毎年1回実施し、継続的な情報セキュリティに関する意識の維持向上に努めている（資料10-16）。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

組織レベルの自己点検・評価としては、中期目標に基づく中期計画を定め、毎年、年度計画として着実に目標達成への取り組みを行っている。また、定めた中期計画において、自己点検・評価に関する項目を設けており、6年間の計画として、自己点検・評価を大学業務の改善に活用するためのPDCAサイクルの確立に向けて活動している。

個人レベルとして、教員についてはFD活動の一環として授業アンケートを学期内の中間および期末の2回実施し、学生からの授業への意見収集を行うと共に、出された意見に対するの回答をとりまとめて、学内に公表している。これによって、教員は定期的に授業の評価を得られると共に、寄せられた意見を元に授業内容・方法に関しての伸長・改善を行っている。

職員については、職務目標の達成度や職務遂行能力等を判定することにより、職員一人ひとりの資質の向上を図るため、設立団体の基準に基づく人事考課制度を実施している。

学術研究活動の情報については、学内外で利活用できるものとしては、附属図書館から毎年発行している紀要をデータ化し、学術情報リポジトリとしてウェブサイト上で公開している（資料10-17）。本リポジトリは、紀要第1巻から現在まで発行された全ての巻を網羅しており、本学での学術研究の成果を広く学内外に知っていただくための有効な手段となっている。

併せて、ウェブサイトにて教員（研究者）一覧を公表し、専任教員の専門分野や研究テーマ等の基本情報と合わせて、主な著書・論文等や外部資金の獲得状況を蓄積データとして広く公表している（資料10-18）。

学外者からの意見の反映については、教育研究審議会、経営審議会および役員会において学外有識者複数名を構成員とし、本学の実施する事業への積極的な外部意見の反映に努めている。また、ステークホルダーに対して、オープンキャンパスや公開講座等の際にアンケートを取って意見を求め、寄せられた意見を次回または次年度の活動へと還元する取

り組みを行っている。

認証評価機関から2009（平成21）年度の前回受審時に受けた指摘事項に関して、改善報告書の提出が求められた事項については、改善報告書を2013（平成25）年度に提出し、改善経過についての再度報告は必要なしとの通知を受けている。また、改善報告書の結果通知内で「改善経過報告は不要だが、引き続き一層の努力が望まれる事項」として挙げられた、2項目（①1年間に履修登録できる単位数の上限の設定、②学長の権限内容についての規程化）については、下記の通り改善を行った。

①1年間に履修登録できる単位数の上限の設定

2014（平成26）年度からのカリキュラム改訂に合わせて、科目ナンバリング制度を導入すると共に、時間割作成上の工夫として、同じ曜日・時限に同分野もしくは同階層の選択必修科目および選択科目を配置するなどしている。これらの方策により、CAP制度に相当する履修制限を行うことで、講義前後の予復習の時間を担保するよう努めている。

②学長の権限内容についての規定化

学長の権限の明確化については、学校教育法の改正（学長のガバナンス体制の強化）に伴い、関連規定を一斉に改正すると共に、学則に学長の権限についての項目を追加し、平成27年4月1日付で施行している（資料10-4 第7条第2項）。

以上により、認証評価機関からの指摘を真摯に受け止め、その改善について着実に対応していると考えている。

2 点検・評価

●基準10の充足状況

内部質保証システムを機能させるための組織改廃や進捗管理方法の変更を適宜実施し、学外者からの意見を取り入れながら、自己点検・評価を組織的かつ円滑に実行する仕組みを整えている。また、情報の公表についても、適切に対応していることから、おおむね同基準を満たしていると考えている。

①効果が上がっている事項

自己点検・評価実施の担当組織の改編を行い、改革推進会議にその所管を移したことから、全学的な自己点検・評価が迅速かつ的確に実施できるようになった。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

引き続き、組織的に自己点検・評価を実施していくために、継続して管理者間での情報共有を行っていくと共に、厳格な進捗管理を行い、計画遂行を進めていく。

4 根拠資料

《提出が義務付けられている資料》

*自己点検・評価関係規程等

10-1 宮崎公立大学評価部会規程

10-2 公立大学法人宮崎公立大学 改革推進会議規程（既出1-8）

*教育情報の公表状況を示す資料／財務の情報公開状況を示す資料

10-3 教育情報・財務情報の公表 URL（ウェブサイト）

（教育情報） http://www.miyazaki-mu.ac.jp/education_info/

（財務） <http://www.miyazaki-mu.ac.jp/university/plan.html>

《その他の根拠資料》

10-4 宮崎公立大学学則（既出1-1）

10-5 認証評価情報（ウェブサイト）

<http://www.miyazaki-mu.ac.jp/university/attestation.html>

10-6 平成26年度業務実績報告書（既出3-16）

10-7 宮崎市公立大学法人評価委員会条例（既出9(1)-11）

10-8 数字情報データベース（H27）

10-9 公立大学法人宮崎公立大学における情報公開に関する規程

10-10 宮崎市個人情報保護条例

10-11 宮崎公立大学 入試情報公開・開示取扱要綱

10-12 宮崎市と公立大学法人宮崎公立大学の連携推進会議設置要綱（既出9(1)-10）

10-13 公立大学法人宮崎公立大学情報システム運用基本規程

10-14 宮崎公立大学情報システム管理規程

10-15 宮崎公立大学情報システム利用規程

10-16 学生必携ハンドブック（マナー&防犯）（既出6-12）

10-17 宮崎公立大学 学術情報リポジトリ（ウェブサイト）（既出7-10）

10-18 研究者および外部資金の獲得状況（ウェブサイト）（既出8-5）

終 章

1 全体的な目標の達成状況

本章において、10項目の基準に則して、本学の教育研究等にかかる自己点検・評価の総括を行う。

本学では、第2期中期目標に基づく6カ年の中期計画を定め、また、それに基づく年度計画により、各事業を進めている。これらは、毎年、業務実績報告書として取りまとめ、宮崎市公立大学法人評価委員会による外部評価を受けたうえで、ウェブサイトで公表している。平成26年度計画においては、中期目標で設定している6つの大項目において、全て「おおむね計画どおり(計画達成度90%以上)」または「計画どおり(計画達成度100%)」の進捗状況であると評価を受けていることから、本学が計画に基づき、着実に業務に取り組んでいるということが出来る。これらの評価および、今回の認証評価における自己点検・評価の結果からも、大学全体で理念・目的・方針に基づいた活動がなされていることから、10の基準それぞれについておおむね充足していると考えている。

次に、本自己点検・評価を行った結果として、それぞれの項目についての点検・評価概要、および自己点検・評価を通して明らかとなった点や具体的な改善方法を、次の「各章の要約」に示す。

2 各章の要約

第1章 理念・目的

本学は、宮崎県央域における高等教育の充実を通して、未来を担う青少年の育成および地域文化の向上、経済活動の活発化を目指して、地域からの熱い支援と期待により誕生した大学である。建学の理念・目的として、人材育成と地域貢献を2つの柱として定め、ウェブサイトや大学案内、学生要覧等の刊行物において大学構成員はもとより、広く社会にも公表している。

平成26年度からは、「人材育成目標」「教育目標」とそれに基づく各種方針の見直し・策定を行い、新カリキュラムおよび3専攻制を導入し、新たな一步を踏み出した。これらは、設立団体の定める中期目標およびそれに基づく中期計画によって、適宜見直しを行い、その適切性の検証を行っており、理念・目的の実現に向けた取組みを推進できていると考えている。

第2章 教育研究組織

本学の理念・目的を実現するための教育研究組織を適切に設置しているとともに、これらについては定期的に検証を行っている。

平成25年度には部会を見直し、より効率的な部会運営のために統廃合を実施するなどの体制整備を行った。また、平成25年度に改革推進会議を設置し、学内の課題等の情報共有の迅速化および、各審議機関における議事のスリム化を図ることが出来た。

今後は、研究事業および受託・産学共同研究の業務展開に向けて、地域研究センターへの新たな人員配置の検討を行うなど、教育研究組織の更なる充実に努めていく。

第3章 教員・教員組織

教員・教員組織については、建学の理念・目的を踏まえ、大学として求める教員像等を定め、適切な教員組織を編制している。採用・昇任に関する手続きや基準等は規程に定め運用しているとともに、教員の資質向上のためのFD活動にも積極的に取り組んでいる。

また、平成27年度現在、全専任教員のうち65%以上が50代以上の教員である本学にとって、喫緊の課題である優秀な人材確保に向けて、教員選考の手法改善、教員評価制度の検討などを行い、より一層、今後の教員組織の充実を図っていく。

第4章 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、全学的な検証のうえで見直しを行った人材育成目標および教育目標に基づき策定している。また、大学の構成員への周知の機会を設けると共に、各種広報媒体にも明示するなど、広く周知している。

なお、現在のカリキュラムおよび各ポリシーは、平成26年度から運用を開始しているため、今後もその円滑な運用について、適宜検証していく必要がある。併せて、教育目標や各ポリシーについては、引き続き広く周知を図っていく。

(2) 教育課程・教育内容

カリキュラム改訂により新たにカリキュラム・ポリシーを策定し、それに基づく、体系的な授業科目の配置を行っている。また、ナンバリング制度を活用した体系的・段階的なカリキュラム編成を実施している。

今後は、専門・教養各課程の科目群の適切な運用状況の検証に努めるとともに、新カリキュラムで初めて導入した「基幹演習A・B」については、教員間での情報共有を行い、内容改善・課題の解決に努めていく。

(3) 教育方法

教育目標に定める8つの能力の養成に向けて、各科目や演習において少人数・双方向など、適した授業展開に努めている。また、シラバスの作成、成績評価、単位認定はそれぞれの方針・指針に基づき行っている。

1学年200名という少人数を生かして、年度当初に、成績不振者および新入生で欠席傾向にある者を抽出し、面談を行うことで、怠学傾向にある学生への学習指導を行うなど、きめ細やかな指導に努めている。併せて、ほとんどの開講科目での授業アンケートの実施に加えて、授業アンケート（中間）を新たに開始し、学期途中で教員の授業改善の機会を創出したことは、外部からも高い評価を受けている。

今後もこれらの制度を活用し、本学により適した教育方法となるよう、その検証・改善に取り組んでいく。

(4) 成果

学位授与については、明文化されたルールの下、明確な責任体制で適切に実施している。また、その教育成果についても平成26年度に導入したGPA制度の活用、英語の外部試験を活用した英語教育の成果検証を実施し、適宜その効果について検証している。

英語については、継続して外部試験を活用した教育成果の検証と改善を実施していく。

また、GPA制度については、導入後4年を経っていないため、その効果を継続して検証す

るとともに、制度定着後のその活用方策について検討していく。

第5章 学生の受け入れ

建学の理念・目的や各種方針に沿ったアドミッション・ポリシーを定め、それに基づいた学生募集・入学者選抜を実施している。また、それらの公平・公正な実施が出来ているかを、定期的に検証し、入学者数及び大学の収容定員に基づく適正な管理が出来ている。

特に、入試制度の検証結果に基づき、外部からも評価を得ている学生募集方策を実施できていることや、現状の制度の検証結果として、新しい入試制度の導入ができたことは、着実な活動の成果であると考えている。

今後は、新たに導入した入試制度の定着に向けて、ミスのない着実な試験実施を行っていく。

第6章 学生支援

学生支援基本方針を定め、それに基づく修学・生活・進路支援を実施している。学生支援基本方針に基づき、支援体制およびその方策を整理したことで、部署間を超えた学生支援体制の強化につながっている。

平成 28 年度からの障害者差別解消法への対応、学生担任制や履修相談の体制検討については、今後も本学に合った支援体制・制度の導入を図っていく。

第7章 教育研究等環境

教育研究環境は、第1期中期目標期間中の積立金を財源とする施設整備に関する充当事業計画を定め、計画的な整備を行っている。また、教育研究環境の保持についても、研究支援年や研修日の制度充実を図ると同時に、文科省の制定するガイドラインに沿った研究倫理の遵守・研究不正の防止についての方針等を定め、適切な管理を行っている。

なお、附属図書館については、ILLの一部無料化や学生選書ツアーの取組みなど、着実にサービス向上の取組みを行っているが、図書館利用の減少、書架の狭隘化については、今後改善を検討していく。

第8章 社会連携・社会貢献

地域貢献、国際交流に関する方針を定め、本学の教育研究成果を地域社会へ還元するために、生涯学習、企業との連携、国際交流等に努めている。

特に、平成 26 年度から開講した「防災士」資格の受験資格を得られる講義「自然災害と防災・減災」を開放授業科目とし、地域の方も受講可能としていることや、平成 27 年度から開講した講義「時事問題ガイド」での地元新聞社との連携、ハワイ大学マノア校 IRC およびカピオラニ・コミュニティカレッジとの学術交流協定締結など、建学の理念・目的に定める「地域に開かれた大学」としての責務を果たすべく、新たな取組みにも積極的に取り組んでいる。

今後も地域の問題解決につながるような研究・事業の展開推進に努め、地域社会とのより一層の連携強化を図っていく。

第9章 管理運営・財務

(1) 管理運営

方針は定めていないが、具体的な業務の管理運営方法を中期目標・中期計画およびそれに基づく年度計画によって示し、その方向性を定めている。また、各種業務は規程等を明確に定めることで大学の意思決定プロセスを組織体制として明確に定めるとともに、審議機関には学内関係者に加えて学外有識者も任命することで、広く意見を集める機会としている。また、事務職員を計画的に雇用し、組織体制の整備を行うとともに、職員の資質向上にも努めている。更なる職員の資質向上のため、積極的に研修への派遣等に努めていく。

(2) 財務

教育研究を安定して遂行するために、必要かつ十分な財政的基盤を確立しており、予算についても適切に執行している。

また、平成25年度から寄附金制度を改めて見直し、平成26年度には広報上の工夫により前年度比50倍以上の寄付を獲得することが出来た。併せて、平成27年度に新たな寄附手法の検討を行い、古本の寄附による募金制度を創設し、平成28年度からの本格稼働が決定するなど、外部資金の積極的な獲得に取り組んでいる。

今後は、科研費や民間の助成金等、外部研究費の申請・採択件数および獲得金額の増加を図るための方策について検討していく。

第10章 内部質保証

法人の中期目標達成のための中期計画・それにもとづく年度計画の達成に向けて、組織改廃や計画の進捗管理方法の見直しなどを実施し、自己点検・評価を大学業務の改善に繋げることが出来るよう、PDCAサイクルの確立に努めている。併せて、情報の公表に積極的に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底にも努めている。

今後は、更なる内部質保証体制の確立を目指して、組織レベルでの業務改善サイクルおよび個人レベルでの業務の自己点検・評価の体制を整備し、業務の質の向上にも努めていく。

3. 今後の展望

本学は、平成21年に認証評価を受審し、「適合」判定を受けて以降も自己点検・評価に努めてきた。また、法人評価についても、平成19年度～24年度までの第1期中期計画が終了し、第2期については、認証評価での指摘、設立団体からの意見を踏まえ中期計画を策定しており、毎年、その年度計画の自己評価を行うとともに、設立団体の評価委員会からの評価を受けて意見を取り入れることで、その改善に努めてきた。

今回の認証評価受審にあたり、このタイミングで改めて自己点検・評価を行うことが出来たことによって、昨今の少子高齢化や労働人口の減少といった社会全体の問題に加え、地方創生や大学入試改革などの新たな動きもある中で、本学がどのような形で、世の中の動きを捉え、それに対応していくかを再考する機会となった。

この自己点検・評価で明らかになった課題の着実な改善、評価されている取組みの伸長を行い、教育研究の質を向上させることで、さらに本学の魅力を高め、今後も社会に必要とされる大学として成長していきたいと考えている。